

決算審査特別委員会

平成25年9月10日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町第一会議室

議長

中西和夫

委員長

嶋田善行

副委員長

伴吉晴

出席委員

宮崎和彦

小林誠

小野隆雄

坂口徹

木澤正男

理事者出席

町長

小城利重

副町長

池田善紀

教育長

清水建也

総務部長

乾善亮

総務課長

黒崎益範

企画財政課長

面巻昭男

税務課長

加藤恵三

住民生活部長

植村俊彦

福祉課長

本庄徳光

同課長補佐

中原潤

同課長補佐

安藤容子

国保医療課長

寺田良信

同課長補佐

田口昌孝

健康対策課長

西梶浩司

同課長補佐

増井つゆ子

環境対策課長

栗本公生

同課長補佐

井上究

同課長補佐

峯川敏明

住民課長

清水昭雄

同課長補佐

鎌田裕之

都市建設部長

藤川岳志

建設課長

川端伸和

同課長補佐

猪川恭弘

同課長補佐

岡村智生

観光産業課長

清水修一

同課長補佐

手塚仁

都市整備課長

井上貴至

同課長補佐

関口修

会計管理者

西川肇

教委総務課長

山崎善之

生涯学習課長

佃田眞規

上下水道部長

谷口裕司

下水道課長

上田俊雄

議会事務局職員

議会事務局長

藤原伸宏

係長

大塚美季

( 午前9時00分 開議 )

○嶋田委員長 おはようございます。

ただいまから再開し、直ちに本日の会議を開きます。

昨日9日に引き続き、第3款民生費についての質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の133ページの高齢者優待券の交付なんですけども、今般、一般質問でですね、同僚議員から質問があって、その中で町長が一定、イコカの考え方について触れられておりましたけども、私自身こうした、今までのバスのみに使えた分よりも範囲が広がるということについては、住民の皆さんが望んできたことなので、まあ取り組みとしてはいいのかなというふうに思っています。

ただ、そのイコカについて、どこまで使えるのかとか、その辺の認識については、私も持っておりませんでして、その辺についてはどういうふうになっているのかというのと、町のほうでもどこまで考えておられるのかという点で、お尋ねをしておきたいと思えます。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 この関係等については、議会議員さんからもいろいろとご指摘いただきましたように、イコカも使える範囲というのがございましたから、去年に大体整理をされて、今は地下鉄からもうほぼ全てが使えます。JR東海であろうが、どこであろうが使えると。またイコカの売店でも使えますし、そういう関連の店屋さんでもイコカカードで示していただくとということであれば使えますし、そういうことで考えたらやっぱり奈良交通も使えますから、そういう点で皆さん方からそういうご要望が高い中で、ひとつこの際に、王寺町もやっておられますし、斑鳩としてもイコカでいこかということ、難関というのはやっぱりもう来年度から奈良交通は断らないけませんから、もう今準備をしていこうとしたら9月が最低限の限度であるということ、職員とも副町長とも相談したら、そういうことで奈良交通の関係等については断る整理をしなければいけないし、そしてまたイコカという関係についても、これからまたお願いしにかなければいけませんし、まあそういうことを考えますと、こういう時期だということ、この間の一般質問等でイコカということ、いかせていただいたということ、でございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 地下鉄も含めていろいろ全ていけるよということなんですけども、タクシーのほうというのはどうなんでしょうかね。

○嶋田委員長 小城市長。

○小城市長 タクシーはこれは難しいと思いますね。そのかわり、今、タクシーの券は残ってますから。これももう切ればええというようなものじゃないですから、ありますけども、いろいろなご意見ありますよ。やっぱり予算的な関係あってですね、そういうチケットよりも、せやけどまあタクシー券のほうはやっぱり残していこうということで、今、協議をしまして、そういう関係でイコカでいって、それでタクシーは、タクシーとしては使えないと思います。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、市長、タクシーの券とおっしゃったのは、福祉タクシーの券かなというふうには思いますが、イコカ自体は今タクシーのほうには対応してないということですけども、将来的にはどうなっていくのかなというところについて、また、町のほうとしても要望等上げていっていただきたいなど。

今回イコカに切りかえていくことについて、適用範囲が広がるということで、住民さんも多分喜ばれると思いますが、その中でもやっぱりタクシーにも使えるようにしてほしいという声もありましたので、今、制度自体がなかなか適用されてないですけども、将来的にもこういうことについても、町のほうからできれば要望していっていただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

それと、成果報告書の145ページですね。車椅子の昇降用リフト付バスの運行ということで上げていただけてますけども、これ、不用額のところに44万6,000円計上されてまして、実態として、サービス利用者、若干減ってはいるんですけども、この不用額が出た要因と、それと、こうして委託料返還という形で返ってきていますが、これも総務費のところでしたかね、自治会連合会の補助金なんかは精算をするという形で今、町が出している補助金、委託金等がそういう形で精算をするという体制、これまでなかなかなかったと思うんですけども、そういうふうな体制にされているのかどうか、この辺のところもちょっとお聞かせいただきたいなどというふうに思います。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 このリフト付バスの委託のほうなんですけども、町の社会福祉協議会、こちらのほうに委託をしております、この委託料の積算根拠につきましては、1件当たりいくらではなくて、社会福祉協議会の職員の俸給であったりとか手当であったりとか、そのあたりをもとに積算をされているところがございます。

ですので、社会福祉協議会の全体の予算あるいは決算を見る中で、今回このリフト付

バスの運営に充てる協議会としての収入というところで、今回精算額、いわゆる不用額が出たところでございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 町から社会福祉協議会のほうに対して補助金という形で出している部分と、ちょっと私、調べられてませんけども、こうしたバスの運行に関して委託をしている部分というのと2系統出しているかというふうに思うんですけども、今の言い方ですと、運行の実績によって返ってきている部分ではなくて、人件費等を精算して返ってきていると。だから、そういうのって、ここのバスの委託料で返還をするという形で精算して戻すんですけども、その補助金のほうで精算するというふうにはならないんですかね。

○嶋田委員長 植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 社会福祉協議会の会計につきましては、自主財源もございませうけれども、今、議員おっしゃいましたように、町の補助金と、それから個別の事業につきましては、このリフトバスの運行だけではなくて、例えば手話通訳者の養成講座なども委託しております。

その中で、それぞれの事業について、特にこのバスにつきましては、運転手の人件費を充てるわけですけれども、どの職員をどれだけ配置させるかということによって、社協の内部でそれを補助金を財源にするのか、この委託料を財源にするのかというふうに決めているわけです。

ですから、そのときの予算を立てたときと、社協が実際にこの職員を運転手に充てるというふうに決めたときのその運転手のいわゆる給料とか手当とか、そういうふうなところの差で委託料では今回のような精算をさせてもらおうと。

ですから、トータルとして、委託料と、それから補助金との中で、委託料でとれば補助金は減る。補助金でとれば委託料は減るという関係にあるのは、議員がおっしゃるとおりでございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。どちらを持ってくるかというのは社協の中で相談をしていたいて、こういう精算という形をとっていただくというのは非常にわかりやすいと思いますので、今後も補助金と委託料についても、やっぱり使った分を精算して、余ったら返していただくということが望ましいというふうに思います。

続いてですね、成果報告書の151ページの障害者相談の支援のところなんですけども、サービスの利用件数自体は、これ、24年度を見ると減っているんですけども、利

用者がふえているという関係について、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 こちらにつきましては、平成23年度、24年度の2か年の比較となっておりますけれども、サービス利用件数の推移を見ますと、平成21年度が1,782件、利用者数は93人、22年度は1,663件、利用者数は141人、23年度は1,605件の126人、24年度は1,444件の146人となっております。

委託のほう、ななつぼしのほうに委託をしておるんですけども、確認をいたしますと、自立支援法、これが施行されましておよそ丸7年経過している中で、特にサービス事業者さんからの相談について、今まで数回必要であったところが1回で済むようになってきたと。いわゆる法施行から年数を経過することによって、サービス内容、いわゆる事業者さんも含めて、一定、障害者福祉としての浸透がされてきたのかなというところで、1人当たりのサービス件数が減っているというところで確認をしております。

実際の利用件数につきましても、今申しあげましたように、年々減少しておるという状況でございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、実態として、件数自体は減っているけども、利用については別に減っているわけではないということで理解しておきます。

そうしましたら、次に、成果報告書の163ページの児童福祉費のところですけども、これ、毎回予算決算の審査のときには指摘しているんですが、県の解放保育研究集会の参加について、予算のときにも8,000円で2人分参加費が計上されていましたが、これは結局参加はされたんでしょうか。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 平成24年度は10月8日に開催されておりました、各園より1名、合計2名の参加をさせていただいております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 これについてもずっと指摘をしてくれてますけども、やはり特定の団体が主催するこうした研究集会ですね、しかもその中身がどういうものかといいますと、やっぱり差別があるということを前提にして、解放するということの精神を身につけることを目的とした集会というのが、この間、その集会で配られる教材の中身を見る中で明らかになってきている中で、そうした一定のイデオロギーを身につけることを目的とした集会に、町がこうして毎年繰り返し職員を参加させるということについては、やはりいか

がなものかなというふうに思います。

いろいろこうした差別にかかわる問題、人権にかかわる問題なんかについては、いろいろな団体が研究集会等されていると思いますので、そうした過去の実態があったということについて学ぶということ自体はやぶさかではありませんけども、同対法自体がもう既に期限切れになっている中で、いつまでもやはりそうした対策のような形に見える誤解を招くような取り組みについては改めていくべきだというふうに指摘をしておきたいと思います。

そうしましたら、166ページの学童保育のところなんですけども、一般質問等でも触れられておりましたけども、この間、お隣の平群町が学童保育の時間延長をされている中で、斑鳩町では、人材確保が難しいというのと、夕食の準備が今の段階ではできないということで答弁されておりましたけども、平群町は実際どういうふうにされているかというのは町のほうでつかんでおられるでしょうか。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 これは6時半とか7時とかいう問題よりも、問題は6時半であっても、6時40分、45分に迎えに来られなかったら、これ、保育士は、この人は残ってないかん。そうしたら必ず6時45分、50分ぐらいにやっぱり来られます、現状は。斑鳩小の学童でも、あるいは西学童、東学童でも。平群が7時としたら、7時でもまたこれ必ず7時10分ぐらいに来られるんです。そうしたらまた7時半にしようかと、こうなってくるんですけども、やっぱり問題は、私はもう木澤委員から言われているように、もうやっぱり食事をする時間等、私は今、子どもさん、これだけ大事な子どもさんを育てていく中で、やっぱり親子の会話というのがこれ大事やと思います。今、もう親子の会話が抜けてきているんです。もうほとんど預けたら預けたままです。

そういうことよりも、やっぱりちょっとでも抱きついて、ちょっとでも会話をしていこうという気持ちと、それから皆さんそろって食事をするということではなかったら。いつもおっしゃるように、給食は栄養士を雇ってそしてまた給食は新鮮なものをしながら、カロリー制限をしてやっています。

しかし、家へ帰ったら、子どもさんが仮に食事をするにしたかって、できなかつたらやっぱり何か食べますやんか。そのことを考えたら、1日のカロリーがどうあるべきかというたら、なかなかできない。

われわれ糖尿になってから、初めてカロリー制限というのがあるんです。1,800というのが。そういうものをどうしていくかということは、やっぱりこれ、かなり皆さ

ん心配してやっているんです。

そういうことも木澤委員さん考えていただいて、何も別に6時半だからといって、その6時40分に来られた人をやっぱりほっておくわけにはいきませんから、結局、結果的にはもう7時ぐらいまでになるんですよ。だからそういう準備とかそういうものがあって、仮に8時半から始まるとしたかてもう8時に来られる職員もおるわけです。

だから、そういう点については、やっぱり皆さん方いろいろと苦勞をされているんです、工夫を。

そういうことを考えたら、やっぱり6時半が一番、それも時間延長して6時半にきているという現状を考えたら、私は一応、非常にこれで辛抱してもらえているのではないかなと思ってます。

言えば皆さん方はやっぱり長時間預ってほしいと、こうなりますからね、やっぱりその辺の限度というのも考えていかないかと思うんです。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 前回この議論をしたときも、町長から同じように、やっぱり子どもさんのために親御さんが早く帰ってあげてほしいという思いを聞かせていただいて、それはそのとおりなんです。できるんだったら、それは親子の触れ合う時間をね、早目に帰ってとっていただくのがベストなんですけども、でも、そうできない方がいらっしゃると。じゃあ早く帰ってくるというふうになると仕事が続けられないという、そういう状態にある方がいるのを防ぐために、私はこうした対応が必要じゃないかなと思いますし、保護者のほうからも声が出ていると思うんです。

平群町の実際の運営時間ですけども、ちょっと7時7時という時間帯がでてますけど、確か平群町は7時半までされていたかなというふうに思いますので、ちょっとその点もあわせて先ほどの質問について、担当課のほうで答えいただけますか。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 今、委員さんのほうから質問のございました、平群町でございますけども、開室時間につきましては、午前8時から午後7時半までということで確認をしております。それと、夕食につきましては提供されていないというところは確認をとらせていただいております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 夕食は提供されていないということで、斑鳩町でもそうした形で対応できないのか。保護者の方がどない言うてきてはるかというのはあるんですけども、そうした

やり方が一定、近隣の町村でされているというのは確認しておきたいと思います。

それと、指導員の確保ですね。これもう、斑鳩町は募集してもなかなか来ないんですということで、非常に苦勞されていますが、平群町の実態、おわかりになりますか。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 当町におきましては、従前より有資格者のほうを採用しておるところなんですけども、平群町におきましては、有資格者に限らず、いわゆるその資格のないものについて採用されているということで確認をとらせていただいております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 以前に生駒市さんの例なんかも私も調べて一般質問等で紹介をさせていただきましたけど、有資格者じゃない方も指導員に採用されているということで、斑鳩町では資格を持っている方でいきたいということですとってきていただいておりますので、この点について、私もどういう形がいいのか、それぞれ保護者の皆さんにもさらに意見を聞きながら、やはりそうした声にこたえていけるような体制を斑鳩町としてどう確保していくべきなのか。そういう点については私自身も研究しながら、この問題についてこうした課題をクリアしながら実施していけるように、またお願いもさせていただきたいと思っておりますので、今の段階で町長のほうではそういうお考えでしょうか、またこの点については私も繰り返し議論していきたいというふうに、意見だけ申しあげておきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 まず、今の同僚委員のいろいろな質問をされて、私は町長が答えられているのは、やはり斑鳩町の学童というんですかね、斑鳩町は民間企業じゃないということで、町長といいますか、斑鳩町はバランス的なことを考えて6時半として設定されているということ、私は理解しております。

民間企業でしたら、サービス、全くのサービス、企業ベースに乗った形でやっていけるということもありますので、先ほどの町長の答弁というか説明はしっかりと理解できるということをまず申しあげておいて、一つ教えてほしいんですが、164ページの広域入所の充実ということで、24年度は受託児童数がゼロやということなんですかね。

当然、これは公立のあわ、たつた保育園への受託ですが、そうしたら、委託されているところは民間のそういう保育園か、いや公立なんか、そういう具合に限定しているのか。それらの点をちょっと、全く不勉強で申しわけないんですが、教えてもらいたいのと、その24年度にゼロということになった、当然、斑鳩のあわとたつた保育園へ入所



希望者がゼロやったからゼロという結果だと思うんですが、何か考えることがあるのかなど。それが一つは6時半という、一つの見方では早いという見方がされている親もおられるみたいですのでね、そういうことも要因であるのか、どのように分析されているのか、ちょっとお答え願いたいなと思います。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 まず、ご質問の1点目でございます。委託児童数24年度で112人ということなんですけども、こちらにつきましては、近隣市町村の公立、私立に限らず両方、当該市町村長に協議をする中で委託をさせていただいております。

それと、受託児童数ゼロでございますけども、おっしゃるように、公立の町立のたつた、あわ両保育園で受け入れることができない状況になっておりまして、その結果として、受託児童数がゼロ人というふうになっておるところでございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 あわ、たつたで受け入れられない状態で、希望者があっても受け入れてないと、そういうことなんですか。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 おっしゃるとおりでございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 この、説明というんですかね、それには、多様な保育ニーズへの対応の一環として本町以外の市町村にも相互に入所できるよう、保育サービスを提供したということになってきたら、やはり、希望者があれば受け入れるべきだと思うんですが、その相手の希望された市町村のほうへも斑鳩町の児童が委託している可能性もあると思うんですが、そういうのはこちらが無理だということでそうして断ることはできるんですかね。この言葉で言えば、相互にという言葉もありますのでね。その点はどうなんですか。そんなシビアに考える必要ないんですかね。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 保育園につきましては、まず町立保育園、まず斑鳩町の人を優先的にとらないということになってまいります。どこの町でも一緒なんですわ。委員ご存じのように、たつた、あわもその年齢によってもう当初から定員いっぱいのところもございました。定員がいっぱいになってないところは希望があればとらさせていただきますけども、もう定員いっぱいなのでお断りしたと、こういう状況になっておりますので。

それでも今現在、管外保育でも、これはもう私立でも一緒なんですわ、今例えば近

隣のありますけども、もう定員いっぱいになりましたので、希望してももうあきませんよと、斑鳩町の分はあきませんよと、こういうところもありますので、そういう状況です。

空きがあるクラスについては、希望があればそのクラスは空いてますということで、向こうへは申し入れはしておりますので、そういう状況です。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。そしたら、先ほど課長がね、委託先ということで公立、私立両方あるということですが、その町でも余裕がなかったら断られるということで理解したらいいということやから。

そしたら、112人の内訳は、わかるんだったら教えてください。公立と私立。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 すみません。ちょっと今、集計ができておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○嶋田委員長 よろしいですか。

小野委員。

○小野委員 結構です。別に後で教えてくれということでも何でもないんです、もう結構です。

それでね、多分、私思うのは、この私立の保育園へ行っておられる方が大半だと、そういう今の状況だったらね、思われます。

それが先ほどの話、同僚委員の質問にちょっと何かいろいろ注文をつけるようになってしまったんですがね、私はその時間が延長されるほうへ行っておられるんじゃないかなと、そういうことも考えられますので、今こういう質問をさせてもらっています。

繰り返すようですが、私は今のこの学童、学童と保育所はまた違うと思いますけど、保育所のこともいろいろそういうことでも聞いてますので、まあ学童も同じように、公立としては限度があるんじゃないかなと、そのように申しあげておきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 128ページの上の戦没者追悼式の開催なんですが、これは非常に私は必要な式やと思っておるんですが、ちょっとこれ、参加者が23年度に比べて、これ年々減ってくる。これはもうそうなるかなというのはわかるんですけど、決算額が上がっているんです。13万円ほど上がっている。この人数が減っているのにこの辺が上がっ

てきている。この辺は何でかなというのをちょっと教えてくれはりますか。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 この決算額が上がっている理由でございますけども、こちらにつきましては、祭壇の設置委託料ということで、参加者の人数にかかわらずかかる費用の分が、平成24年度では上がっているというところでございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 今、祭壇が値段が上がったと。内容が同じやねんけど、その委託先といえますか、が金額が上げてこられたか、ちょっとそのあたりもう少しお願いします。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 こちらにつきましては、戦没者追悼式、十数年来低い価格でずっと据え置きで来ていただいていたんですけども、実勢の価格に合うようにということで、委託先のほうから話がございまして、そのあたりで上げさせていただいたものでございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 内容はわかりました。

次、138ページの子ども医療費の助成なんですけど、23年度と比べ、大体安定してきたかなという感じはしているんですけど、これ、昨日の119ページのところを見させていただくと、出生数は上がってないんですね。逆に下がっているんですね。

それで、一般質問でも、何か小学校の児童数が6年後ぐらいには上がると、微増になるというような話なかったですか。何かそのあたり、子ども医療費の助成、せっかくしてくれて、ちょっとこれ出生数が上がってない。この辺の町の見解はどんな感じですか。

○嶋田委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 前の一般質問でも申しあげましたように、斑鳩町の今年の出生数、確かに二十何人減少、全体では減少しておりますけども、1人の女性が生む子どもの数というのは合計特殊出生率ですけども、これまで県また国の平均値よりも下がっておりますけども、ここ数年はその国、県より率はふえております。

そういった面から見ましても、子ども医療費の助成につきましては、確かに子育て支援という面から見まして、有効な効果があったとは考えております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 トータルの数といえますか、出生はやっぱり下がっているわけですね。だけど

効果はあったと思うと。ちょっとわかりにくいんですけど、もう結構ですわ。

159ページの父子家庭新入学児童のこれ激励ですか。図書カード。確か私、以前にも、これ非常に数が少ない。そしてお聞きすると、来ていただいてそして交付させていただいているというようなこと、ちょっとお聞きした記憶があるんですけど、これやっぱりお父さんが、父子家庭ですので、なかなか役場のあいている時間帯にこのカードをもらいに来るといのはなかなか難しいように思うんですね。今回これ1件やと。

これ、本当にそういう、行政がそういうような気持ちで激励しようと思うのであれば、その対象家庭に送付してあげるとか、申請があったからでなく、わかるはずなんですね。それかこの事業で必要なかなと、こういうような感じも私は受けておるんですが、そのあたりいかがですか。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 今現在、父子家庭新入学児童の激励ということで、この周知につきましては、幼稚園あるいは保育園を通じて周知をさせていただいているところでございます。

おっしゃるように、ちょっと利用件数が少ない状況でございますので、ちょっとそのあたり、検討してまいりたいなというふうに思います。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 やはり2件とか1件とか、本当にそういう気持ちでやっぱりこれ激励していくといいますか、父子家庭にというのであれば、そういうようなもっと大勢の、まあ父子家庭1件2件ということは僕はないと思うんですね。だから、何かそういうような形で考えていただくか、本当にこれが必要なかという両方。何かこう、制度はある、こういう事業はあるけど、非常に使いづらいものになっているというか、利用者数がこれこんな形になるやろなど、なかなかやっぱり平日の昼間にこれをもらいに来るといお父さんは少ないと思いますので、検討していただきたいと思います。

以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 今の同僚委員の父子家庭新入学児童の激励ということ、確かにこの民生費の中に入っているんやろうけど、まず答弁される方が誰かなと私は興味を持ってたんです。同僚委員のおっしゃるとおりだとは思いますが。こういう具合にして事業名として激励しているんだと。激励しているんだったら、担当課長がPRしてますと、保育所、それから幼稚園等でしてますと言うんやったら、別にそのそういう制度ありますよというPR

しかできてないんですよ。

激励というようなネーミングをするからね、これはやはり同僚議員が言うように、しなければいけないかなと、私は今ふっと考えてます。

そうした中で、その家庭によっては、父子家庭によっては、何も激励してもらわないという、そういう家庭もあるかもわかりませんのでね、やはりここは慎重にかなあかんと思います。

そのためにはね、このネーミング、いつからされたのかちょっと知らないんですが、父子家庭新入学児童の激励というようなね、ものすごくこちらから、行政からやるという意味やったら、その方が要らんとするてもやはり持っていかなあかんと思うんです。今みたいなPRの仕方というか、こういう制度がありますよということでやっているんだったら、このネーミングを変えると。そういうことも検討されるべきと違うんかなと思います。

そういう具合にして、やはり図書カード、激励でいただくということまでは、私はその立場になってね、要らない。だから、こういうネーミングでいつからこういう事業をされているかちょっと私は知りませんねんけどね、ちょっと中途半端なやり方やという、言葉ちょっと適当やないと思うけど、そこらも一緒に検討してもらいたい。そういうことを申し添えておきますので、よろしくお願いします。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 145ページのリフト付バスの運行についてなんですけれども、ひとつ要望させていただきたいんですけれども、長年社協のほうで運営されまして、リフト付バスをどなたのところに行ったのかとか、またそういうデータが、情報が蓄積されていると思いますので、例えば行き先、高齢者の方がどなたのところによく行くのか、それでそこまでの距離とか時間とか、具体的なガソリン代、また、行ったところの経費とか、それで実際、本とか情報で調べられて行って見て、そこの感想とか、滞在時間の目安など、そんな行った団体さんの評価も含めて、そういう情報が、今はやりの工場見学とかいう雑誌とか、インターネットで何か一々検索しなくても、もう既に社協にそういう情報があると思いますので、そういう情報が簡単に手に入るのも便利だなと思いますし、また、高齢者の団体さんで情報が集めにくい団体もあるのかなというふうに考えますので、そんな団体さんにとっても、高齢者の社会参加の促進についても役立つのではないかなというふうに考えますので、そういった情報整理と、整理した情報の公開を一度検討していきたいなというふうに要望させていただきます。

以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 すみません。もう1点お願いします。156ページの総合保健福祉会館の維持管理なんですけど、その中でちょっと私思うんですけど、足湯なんですね。これ、23年から24年、数が少なくなっている。そして私、暑いときなんかでしたら、ほとんど入っておられる方、見られない。

それで、確か私の記憶では、1時間延長、数が確か22年度かなんか6,000台になったか7000近くなって、なにか延長していただいたと。4時のやつを5時までしていただいた。これ、寒い時期でこそ利用者があって、その時期というのは日が短い。これで実際これ本当に5時まで必要なのか。一度、これ、そのあたりどう考えておられるか、ちょっとお聞きしたいです。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 ただいまご指摘いただきました、例えば足湯で平成22年は6,718人。平成23年が5,985人。平成24年度が4,912人ということで、開館当初ですね、目新しさもあってか非常に多く利用していただいております。

年々減っておりますけども、ある一定の方が利用していただいているのではないかと、いうふうには考えております。

それと、このふえた時期に、今おっしゃっていただいたように、4時までを5時に延長しております。

ことしの8月に、こういったこともありまして、足湯の時間帯等広報でお知らせを今、ことしさせていただいております。

ことしの状況を見る中で、今ご指摘いただいた点を入れまして検討して、その時間帯にしても今後次年度に向けまして検討してまいりたいと、利用状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

木澤委員。

○木澤委員 総合福祉会館のところ、衛生費で聞こうと思っていたんですが、ここで項目が上がっていますので、こちらのほうで聞かせていただきたいと思います。

会議室の利用について、24年度、人数はこうして増やというふうに書いていただいておりますけど、その部屋の利用率というのはどういうふうになっていますかね。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 利用率ですけれども、平成23年度は会議室全体では49.2%、平成24年度では56.9%となっており、利用率のほうも上がっており、来館していただく方につきましても、平成23年から平成24年度では、約8,400人の16%増となっており、年々生き生きプラザを利用していただく方もふえてきているというような状況でございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、利用率もだんだんふえてきているということで非常に喜ばしいというか、ええことやというふうに思います。

やっぱり多くの住民の皆さんから、せっかく生き生きプラザをつくったけども、なかなか利用されていないという声を聞くんです。多く比較されるのがやっぱり公民館なんかと見て、人の出入りなんかも見ながらそういうふう感じてはるのかなというふうには思いますけども、いろいろ担当課のほうでも、月に土曜日2回ほどイベントを行うなど、アピールもしていただけてますし、これからやっぱり健康維持の取り組みなんかでもさらにいろんな施策についても発展させていっていただけてますので、その中でやっぱり多くの町民の皆さんに、より御利用いただきながら、こうした会議室の利用についてもふやしていけるような形でまた工夫をお願いしたいと思います。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって第3款民生費についての質疑を終結いたします。

次に、第4款衛生費について説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、第4款衛生費の決算の概要についてご説明をいたします。

失礼ですが、座らせていただきます。

まず、平成24年度歳入歳出決算書の100ページをご覧いただきたいと思います。

第4款衛生費の全体では、予算総額11億1,618万6,000円に対しまして、決算額は9億7,749万6,652円で、執行率は87.6%となっているところでございます。

それでは、まず初めに第1項の保健衛生費についてご説明申しあげます。

主要な施策の成果報告書の169ページでございます。

まず、169ページから170ページの第1目保健衛生総務費でございます。

予算現額1億4,705万2,000円に対しまして、決算額は1億4,550万1,080円で、執行率は98.9%であります。

169ページの健康づくりの意識啓発と活動支援の食生活改善の推進などがございますが、食生活改善の普及啓発を図るため、食生活改善推進員と連携を図りながら、食育の推進に努めたものでございます。

また、保健・福祉・医療の連携と充実のうち、医師会との連携、王寺周辺広域休日応急診療施設組合との連携、栄養士会の活動支援及び次のページの食生活改善推進員協議会の活動支援でございます。

住民の健康増進と健康意識の向上を図るため、町医師会・町歯科医師会と連携を図り、また、栄養士会や食生活改善推進員協議会の活動を支援しながら、乳児から高齢者の健康づくりに努めたものでございます。

また、王寺周辺広域休日応急診療施設組合との連携を図るとともに、休日応急診療体制の充実にも努めたところでございます。

170ページの環境保全対策の西和衛生試験センターとの連携では、西和衛生試験センター組合と連携いたしまして、環境基本法により環境基準が定められている大和川、竜田川、富雄川の水質検査等や鳩水園の浄化した水質検査を行ったところでございます。

続きまして、171ページから175ページまでの第2目感染症予防費でございます。

予算現額は1億267万7,000円に対しまして、決算額は9,418万4,490円で、執行率は91.7%でございます。

定期予防接種といたしまして、高齢者インフルエンザ、日本脳炎、二種混合、三種混合、四種混合、ポリオ、麻しん・風しん、BCGの各予防接種を実施いたしました。また、任意予防接種といたしまして、細菌性髄膜炎、いわゆるヒブワクチン、また高齢者肺炎球菌、小児肺炎球菌、ロタウイルス、子宮頸がんの接種費用の助成を実施したところでございます。

171ページからの予防・相談体制の充実についてでございますが、まず、171ページの高齢者インフルエンザ予防接種の実施でございます。インフルエンザによる高齢者の肺炎等の重症化と蔓延予防を図るため、10月から実施し、接種者は4,156人で、接種率55.8%となっております。

172ページの日本脳炎予防接種の実施でございますが、積極的勧奨の対象である3歳・4歳児には健診や相談・訪問時におきまして、また、小学校2年生と3年生には個人通知を行うことにより接種勧奨に努めました。



次に、173ページのポリオ予防接種の実施でございます。

平成24年9月から生ワクチンから不活化ワクチンに切りかわり、保健センターでの集団接種から医療機関での個別接種になったところでございます。保護者には、生ワクチンのポリオ予防接種を受けないで不活化ワクチンを待つことは、ポリオの感染の危険があること等を説明し、接種勧奨に努めたところでありますが、不活化ワクチンの導入が検討されていたことから、接種を見合わせる人がふえ、生ワクチンの接種率が低くなったのではないかと考えております。

次に、174ページの細菌性髄膜炎予防接種（ヒブワクチン）の実施でございます。生後2か月から60か月未満までの乳幼児を対象としており、965人が接種され、予防接種費用の全額を助成いたしました。

また、小児肺炎球菌ワクチン予防接種の実施では、同様に生後2か月から60か月未満までの乳幼児を対象としており、978人が接種され、予防接種費用の全額を助成したものでございます。

次に、175ページの子宮頸がんワクチン予防接種の実施であります。中学1年生から高校2年生までの女子を対象に実施し、533人が接種され、接種費用の全額を助成いたしました。

ロタウイルス予防接種の助成についてであります。この助成は、平成24年度から開始したものであり、生後6週から32週までの乳児を対象に、接種費用の一部助成を実施し、326人が接種されました。

また、四種混合予防接種の実施であります。平成24年11月から定期の予防接種として導入されたものであり、ジフテリア、百日咳、破傷風、小児麻痺を予防するため、生後3か月から90か月に至るまでの乳幼児を対象に実施し、131人が接種されたものでございます。

続いて、176ページから182ページの第3目母子衛生費でございます。

予算現額3,136万4,000円に対しまして、決算額は2,723万5,745円で、執行率は86.8%でございます。

まず、176ページの健康づくりの意識啓発と活動支援でございます。

思春期保健の推進では、小学6年生を対象に、たばこの害についての健康教育を行いました。また、中学生を対象に母性や父性を養うきっかけとし、自分の体を大切にすることができるよう、助産師による生命についての講演会や産婦人科医による性感染症予防についての講演会を行いました。

次に、母子保健推進活動の支援では、保健事業を通して妊娠期から親とのかかわりを持ち、親が孤立することなく安心して子育てができるようにサポートするなど保健センターと協働した活動をしている母子保健推進員の支援に努めました。

また、母子保健講座の実施では、年々子どもの予防接種の種類がふえてきていることや成長に応じた子どもとのかかわり方で悩む保護者が多いことから、医師による「子どもの予防接種」や臨床心理士による「子どもの叱り方」について講演会を行ったものでございます。

次に、177ページからの予防・相談体制の充実でございます。

まず、177ページの乳児健診の実施でございますが、その利便性を考慮いたしまして、かかりつけ医で健診が受けることができるよう個別健診としているところです。健診後は、医療機関からの結果をもとに、経過観察を必要とする乳児に対しては、保健師が担当医と連携を図りながら、発達を促すためのかかわり方や授乳・離乳食等の指導を行い、育児の支援に努めました。また、未受診者を訪問し、状況把握と受診勧奨を行い、受診率の向上に努めているところです。

次に、1歳6か月児健診と次のページの3歳児健診であります。経過観察を必要とする児童には、臨床心理士による発達相談を行い、保護者の育児不安の軽減に努めました。

178ページの新生児訪問の実施では、出産直後の早い時期に訪問することにより、授乳指導や乳房の管理など、個々の産後の回復状況に応じた具体的な指導を行い、母親など保護者の育児不安の軽減に努めたところです。

次に、179ページの両親学級の実施では、親としての自覚が高められるよう助産師による講義を行い、また、子育て教室の実施につきましては、親の育児力の向上を目指し、子どもの成長発達に応じた教室を開催いたしました。

次に、180ページでございます。妊婦一般健康診査の実施でございますが、健康診査の受診券を一人当たり15回分、9万7,500円を助成し、経済的な負担の軽減を図り、子どもを産みやすい環境づくりに努めたところでございます。

次に、181ページの食育の推進でございますが、「食の大切さを知り、いつまでも健康に過ごすための充実した食生活の実現」を基本方針とした斑鳩町の食育推進計画に基づき食育の推進に努めました。特に、乳幼児期は生涯の食習慣の基礎となる大切な時期であることから、妊娠期の両親学級や乳児期の離乳食教室、幼児期の子育て教室などを通して、子どもが食事を楽しく食べること、食に対して興味を持つことができる

よう、その保護者の食に対する意識の向上を図ったところでございます。

2歳6か月児健診の実施につきましては、対象者に個人通知を行うとともに、歯科健診だけではなく、育児の相談や身体計測を行いました。

また、乳幼児訪問指導の実施でございますが、おおむね生後5か月以上1歳6か月までの乳幼児のいる家庭に訪問し、健診の未受診者に対しての受診勧奨や親子の心身の状況、養育環境を把握し、必要に応じて育児指導を行うことにより、子育ての孤立化を防ぐとともに育児不安の軽減を図ったものでございます。

182ページの一般不妊・不育治療費の助成でございますが、一般不妊治療や不育治療を望む夫婦に対しまして、高額となる治療費用の一部を助成いたしました。一般不妊治療は25件助成いたしましたが、不育治療費の申請はございませんでした。

また、保健・福祉・医療の連携と充実の産婦人科一次救急医療体制の整備でございますが、安心して妊娠・出産ができる体制を確立するため、産婦人科の一次救急体制の整備に努めたところでございます。

続いて、183ページから190ページまでの第4目健康増進事業費でございます。

予算現額3,811万5,000円に対しまして、決算額は3,620万5,960円で、執行率は94.9%でございます。

183ページからの健康づくりの意識啓発と活動支援についてでございます。

まず、健康教育の実施についてであります。生活習慣病予防についての健康づくりの講演会や歯周病予防についての歯の健康教育を行いました。

また、はつらつ運動教室、メタボリックシンドローム予防教室、糖尿病予防教室を実施し、保健師・栄養士・健康運動指導士、歯科衛生士により、一人ひとりに合った具体的な生活習慣改善の方法について指導を行い、行動変容につながるよう努めたところでございます。

184ページの保健センターサポーターの養成では、地域の健康づくりについて学び、一人ひとりが主体性を持って健康づくりに取り組み、さらに地域での健康づくりを推進するため、保健センターと協働して活動できる保健センターサポーターを養成いたしました。

185ページから186ページの各種がん検診におきましては、受診者の利便性を考慮いたしまして、集団検診と個別検診の両方で実施し、延べ6,445人が受診され、がんと診断された方は、大腸がんで2人、胃がん2人、乳がん3人、子宮がん3人、前立腺がん4人、肺がん1人でございました。

185 ページの大腸がん検診の実施につきましては、平成23年度から、がん検診推進事業として40歳から60歳までの5歳きざみの節目の人に無料クーポン券とがん検診手帳を送付し、受診勧奨に努めました。

同じく乳がん健診の実施及び次のページの子宮がん検診の実施につきましても、平成21年度からの継続の事業といたしまして、女性特有のがん検診推進事業を実施し、国の補助を受け、20歳から40歳までの5歳きざみの節目の人に子宮がん検診無料クーポン券とがん検診手帳を、また、40歳から60歳までの5歳きざみの節目の人に乳がん検診無料クーポン券とがん検診手帳を送付し、受診勧奨に努めたところでございます。

次に、187 ページ、歯周疾患検診の実施であります。40歳以上の人を対象に実施をしたところでございます。この疾患は、糖尿病などの生活習慣病との関連性があることから、早期に発見し、治療することが大切であるため、40歳、50歳、55歳の人に個人通知を行うとともに、各種がん検診の結果通知を行う際に、受診案内を同封するなど、受診勧奨に努めました。

また、脳ドック健診受診費用の助成でございますが、平成23年度からの助成の対象人数を100人から150人に拡大し、平成24年度は146人に助成を行いました。受診の結果、8人の方に異常所見が認められたところでございます。

189 ページの高齢者健康診査の実施でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、奈良県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、75歳以上の高齢者を対象に健康診査を実施したものであり、平成24年度は917人が受診をいたしました。

また、心の健康づくり事業の実施では、精神科医による講演会や精神保健福祉士による個別相談を実施し、心の健康づくりの推進に努めたところでございます。

続きまして、191 ページの第5目狂犬病予防費でございます。

予算現額37万7,000円に対しまして、決算額は29万5,046円で、執行率は78.3%でございます。

狂犬病予防法に基づく犬の登録業務及び狂犬病予防注射済票交付業務等を行ったものでございます。

続いて、192 ページの第6目火葬場費でございます。

予算現額3,487万7,000円に対しまして、決算額は3,387万2,002円でございます。執行率は97.1%でございます。

火葬場の維持管理といたしまして、火葬業務や火葬施設の日常的な維持管理に必要な

経費を支出したものでございます。

平成24年度におきましては、火葬場施設内の機械設備の中でも、重要な役割を担う排風機制御盤の電気系統が落雷の影響を受け故障いたしましたことから、今後、突発的に事故が発生しても、火葬業務に支障が出ることがないように、電気系統を1回路から2回路に増設するための緊急修理を実施したところでございます。

また、火葬場の周辺対策では、火葬場周辺の方々にご理解とご協力をいただきながら、適切に運営いたすため、周辺環境整備に努めたところでございます。

続いて、193ページから196ページまでの第7目環境対策費でございます。

予算現額242万9,000円に対しまして、決算額は175万3,303円で、執行率は72.2%でございます。

まず、193ページからの環境共生まちづくりの推進でございます。

環境保全推進委員の充実についてでございますが、平成23年度に委嘱しました第8期環境保全推進委員には、地域を巡視していただき、実態調査を行った結果をもとに、各地区において啓発活動や実践活動を実施していただきました。

次に、194ページの環境教室の充実では、親子で環境について考える機会を提供することにより、環境問題への意識を高め、行動を起こす契機にさせていただくため、親子環境教室を開催いたしました。水生生物探検教室が雨天により中止となったため、ソーラークッカーづくり教室のみの開催となりましたが、25人の参加を得たところでございます。

195ページの飼い猫不妊手術費の助成でございますが、飼い主に対しまして、猫の管理や保護といった飼い主の意識の向上、また、野良猫等によるふん、尿の迷惑防止を図る必要があることから、不妊手術費用の一部について、前年度より10件多い45件の助成を行ったところでございます。

次に、自治会別環境問題学習会の実施では、「ごみを燃やさない、埋め立てないまちを目指して～ゼロ・ウェイストってなんだろう～」をテーマに、自治会別環境問題学習会「環境井戸端会議」を、自治会の西地区未実施地区及び東地区を対象に、16自治会におきまして開催し、405人の参加を得たところでございます。

また、地球温暖化の防止につきましては、地域における温室効果ガス排出抑制に向けた自主的・自発的な活動を促進することを目的といたしまして、平成24年10月に県内の町村では初めてとなります地域住民・企業・行政で構成された斑鳩町地球温暖化対策地域協議会、愛称エコるがと申しますが、これを設立されたところでございます。今

後、このエコるがを中心といたしまして、地球温暖化防止に関する活動、情報発信などの事業展開を実施していこうと考えているところでございます。

次に、196ページでございます。環境保全対策の公害指導の実施でございます。遊休地の適正管理に対します指導を32件行うとともに、住民から寄せられました公害等に関する苦情相談71件につきまして、調査、指導を行い、全ての事案につきまして、一定の解決を見たところでございます。

続きまして、第2項清掃費でございます。

まず、197ページの第1目清掃総務費でございます。

予算現額1,542万1,000円に対しまして、決算額は1,485万4,296円で、執行率は96.3%でございます。

循環型社会の形成といたしまして、美化推進啓発の充実及び美化推進活動の充実でございますが、ポイ捨てをしにくい雰囲気醸成するとともに、美化意識の向上を図るため、クリーンキャンペーンの実施や環境パトロール時の啓発広報を実施いたしました。

いかるがの里クリーンキャンペーンにつきましては、「自分たちの住む町は自分たちの手で美しく」をテーマに、各家庭から思い思いのコース、場所を清掃した後、環境イベント会場に参加していただくこととし、子どもから大人まで約2,000人の方が参加いたしました。

また、たばこの吸殻や空き缶などのポイ捨て禁止の啓発につきましては、町議会、各種団体等とも連携いたしまして、JR法隆寺駅から法隆寺までの区間と、県立竜田公園におきましてキャンペーン実施をいたしました。

また、9月から10月を自治会内美化キャンペーン月間として位置づけ、各自治会に対しまして、自治会内の道路、公園、水路等の清掃活動を呼びかけ、122の自治会で実施していただくなど、美化意識、連帯意識の向上に努めました。

続きまして、198ページから206ページまでの第2目塵芥処理費でございます。

予算現額6億1,457万5,000円に対しまして、決算額は5億906万52円で、執行率は82.8%でございます。

近年の全国的なごみ処理対策の充実から、全国の埋め立て処分場の残余容量の寿命は延びてはきておりますが、依然、廃棄物の量を削減していくことは大きな行政課題となっております。その課題に加え、当町におきましては、焼却処理施設の老朽化といった独自の課題も抱えておりました。

これらの課題に対応するため、平成24年度におきましても、積極的にごみ減量化・

資源化の促進に取り組むこととし、平成24年3月末で衛生処理場における焼却処理を廃止し、4月から可燃ごみ焼却処理を民間委託に移行したところでございます。

まず、198ページ、循環型社会の形成といたしまして、資源物集団回収の奨励では、平成24年度におきましては、89の団体によりまして、年間1,379.6tの古紙類等が回収され、これに対し奨励金を支出いたしました。

次に、200ページでございますが、ごみ減量・資源化の啓発におきましては、自分たちが出したごみや資源物がどのような工程を経て最終処理されていくのかを追跡し、分別や減量の必要性を認識する「ごみのゆくえ探検ツアー」につきまして、自治会を対象としたツアーを2回開催し、7自治会、39人の参加をいただき、一般対象のツアーと合わせますと、合計で4回、93人の参加を得たところでございます。

次に、201ページ、事業系ごみ減量化の推進では、平成22年8月より事業系一般廃棄物の適正処理、減量化を図るため、指定袋制による処理手数料前納制の導入の下に、搬入展開検査や排出事業所への訪問指導等による指定袋の徹底とごみ減量化への意識啓発を行い、さらなる指定袋の徹底とごみ減量化の促進を図ったところでございます。

次に、紙おむつ類専用ごみ袋の無料交付では、乳幼児や介護が必要で常時紙おむつ類を使用する方に対しまして、平成23年4月より、紙おむつ類専用指定袋を無料交付いたしまして、ごみ袋購入に関する負担の軽減を図り、もって児童福祉や高齢福祉の充実を図ることとしております。

平成24年度におきましては、乳幼児714人、要介護者等186人に、一人当たり年間60枚を限度として無料交付をいたしました。

次に、202ページ、資源物のリサイクルでは、町で回収している資源物のうち、ペットボトルと食品トレイはやや増加しておりますものの、ビン類・缶類、その他プラスチック類は減少しており、前年度よりは下回る回収量となりましたが、住民の方の分別が徹底されてきているものと考えているところでございます。

次に、同じく202ページの古紙類・繊維類のリサイクルでは、少子高齢化など地域の事情で集団回収ができない12の自治会に対しまして、町が古紙類等を回収しております。平成24年度では、27.58tを回収し、33万9,170円の売却益を得たところでございます。

次に、203ページのバイオマス利活用の推進では、地球温暖化防止対策の一環といたしまして、廃食用油をバイオディーゼル燃料化し、ごみ収集車の一部で使用しておりますが、平成24年度につきましては、廃食用油を活用したNEF燃料を施設で使用し

ている重油の代替燃料として使用し、経費節減に努めたところでございます。

また、平成22年10月より剪定枝葉・草類の分別収集を開始しておりますが、平成24年度におきましては、焼却量の約16.9%に相当する859.87tを堆肥化処理いたしました。

さらに、平成21年度から実施しております生ごみ分別収集モデル事業も、平成23年度の1,018世帯から、平成24年度では2,856世帯に拡充いたしまして、焼却量の約4.5%に相当する226.79tを堆肥化処理したところでございます。

次に、204ページ、ゼロ・ウェイストの推進では、今後さらなるごみの減量化を進めるためには、資源の浪費・無駄をなくし、脱焼却・脱埋め立てを目指す、ゼロ・ウェイストの考え方への転換が必要でございまして、これらにかかりまして、環境井戸端会議を開催したところでございます。

次に、同じく204ページのごみ・し尿処理でございしますが、まず、205ページのごみステーションの整備では、平成24年度におきましては、6自治会からの要望により、新たに6か所のごみステーションの整備を行ったところでございます。

次に、206ページの衛生処理場の周辺対策でございしますが、衛生処理場周辺の方々にご理解とご協力をいただきながら、適切に運営をいたすため、周辺自治会から平成23年度までに要望がありました周辺環境整備に努めてまいりました。

また、可燃ごみ積み替え施設の整備でございしますが、稼働開始から30年が経過し、老朽化が進む衛生処理場においては、平成24年3月末をもって焼却処理を廃止し、4月より可燃ごみの焼却を民間委託したことに伴い、廃棄物運搬の効率を図るため、平成24年度では、ごみ積み替え施設整備事業、2か年の継続事業でございしますが、これを発注いたしまして、発注仕様書に基づく実施計画及び県許可申請等を行ったものでございます。

次に、衛生処理場焼却棟の解体撤去でございしますが、平成24年3月末をもって、衛生処理場の焼却処理を廃止したことに伴い、平成25年度からの焼却棟の解体撤去に向けて、衛生処理場解体撤去計画を策定したものでございます。

また、資源物回収車の購入では、今後も増加が見込まれる資源物の回収用としてダンプトラックを購入し、資源物回収の充実を図りました。

このような取り組みを行ったことによりまして、家庭系・事業系、公共施設を合わせました総処理量は、前年とほぼ同量の6,520.69tとなりましたが、平成24年度では、大和川の樹木伐採という通常時では排出されないごみが排出されたことを考慮



いたしますと、実際には減少傾向にあるものと考えているところでございます。

このような状況から、住民一人1日あたりの排出量は、平成24年度では、前年度と比較しまして、3g多い628gとなったところでございますが、国民一人1日あたりの排出量の976g、奈良県民一人1日あたりの排出量932g、これはいずれも平成22年度でございますが、これらと比較いたしましても、本町は低い排出量で推移しているものでございます。

また、総ごみ発生量のうち、資源化された割合、いわゆる資源化率につきましては、平成24年度で45.0%、発生したごみの4割以上は資源として再利用が図られたところでございます。全国平均の20.8%、奈良県の14.4%、いずれも22年度でございますが、これらと比べても、高い資源化率となっているものでございます。

本町は、ごみ発生量そのものが少なく、発生しても焼却や埋立処理の量が少ないということで、全国的な課題であります最終処分場の残余容量の寿命に貢献したのではないかと考えているところでございます。

続きまして、207ページから208ページまでの第3目し尿処理費でございます。

予算現額1億2,929万9,000円に対しまして、決算額は1億1,453万4,678円で、執行率は88.6%でございます。

まず、207ページのごみ・し尿処理として、鳩水園の運営では、施設からの放流水につきまして、オゾン処理装置による高度処理及び脱窒素処理などにより、水質汚濁の防止に努め、適正な施設運営を行いました。

また、208ページ、合併処理浄化槽の設置補助では、平成24年度におきましても、引き続き浄化槽設置者に対しまして補助金を交付するとともに、浄化槽の適切な維持管理につきまして、広報紙等を通じまして、その啓発を努めたところでございます。

以上で、第4款衛生費に係ります説明といたします。何とぞよろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりました。

ここで10時35分まで休憩いたします。

( 午前10時16分 休憩 )

( 午前10時35分 再開 )

○嶋田委員長 再開いたします。

それでは、第4款衛生費について質疑をお受けいたします。

坂口委員。

○坂口委員 ずっと戻っていただいて、36ページ、下段のほうにISO14001のことが書かれているんですけども、運用範囲の施設数なんですけど、ずっと22年度から5施設のままとどまっておって、目標は19施設になっているんですけども、5施設にとどまっているのはなぜかと、それとあと19施設全部されるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 ISO14001につきましては、斑鳩町の本庁舎が他の施設の模範となるように外部審査を受けまして、他の施設につきましては、順次ISOの規格に基づいた運用をするということで、その施設数をふやすことを目的に取り組んでおります。

現在のところ、役場本庁舎のほかに、三井浄水場、衛生処理場、最終処分場、生き生きプラザ斑鳩の計5施設で運営をしているところであります。

それぞれの施設が、共通の役場本庁舎のマニュアルで運用できれば、一斉に施設をふやすことができますが、やはり三井浄水場と生き生きプラザ斑鳩では、その目的そのものが違います。その施設に応じたマニュアルを作成をする必要がございます。

このような中、当町では、衛生処理場焼却棟の廃止、あるいは可燃ごみ処理の委託化、そしてごみ積み替え施設の建設、衛生処理場の解体と、大きな事業がここ2、3年ございます。まずはそちらを優先させる必要があるということで、平成22年度以降、ISOの運用範囲の拡大につきましては見送っているところであります。

しかしながら、全ての公共施設で、今も省資源・省エネルギーには取り組んでいただいていると思いますが、環境の国際規格でありますISO14001規格に基づいた統一的な取り組みは必要と考えております。今後、順次公共施設での運用をふやしていく考えでございます。

○嶋田委員長 ほかにございますか。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の182ページのところの一般不妊・不育治療費の助成のところなんですけども、これ、一般不妊治療のほうは25件の実績が上がってきていますけども、不育治療のほうはゼロになっているんですが、予算の見込みとの関係で見て、どういう形になっているんでしょうか。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 予算でございますが、一般不妊治療は予算は1人5万円の20人で

100万円、不育治療費は1人10万円で5人で50万、合わせて150万をとっておりました。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 不育治療がこれゼロになっているというのは、その要因というのはわかりますか。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 不育治療につきましては、一般的に妊娠するが着床しないと。2回以上流産すれば一般的に不育というふうに言われております。一般不妊治療につきましては、避妊期間を除きまして、2年の間に妊娠をしなかったら、一応不妊というような考え方がございます。

ただ、これにつきましては、専門の産婦人科医の先生の診断によりまして、それが一般不妊治療なのか、不育治療なのかということで申請をしていただいて、町としてはそれに基づいて助成をさせていただくという方法をとっております。

それが平成24年度につきましては、そういった内容での不育治療費の助成の申請がなかったということがございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 相談しにいて、お医者さんのほうでどちらの治療が必要かということで判断をされるということですので、不育治療のほうで不用額が出てますけども、ただ、不妊治療のほうは20件を超えて実績がありますので、できれば項目を一つにさせていただいて、不妊か不育か、お医者さんに相談にいて申請されるということなので、こうして不用額を出すというよりも、一つにさせていただいて、どちらでも選べるような形で予算計上していただくのも一つの方法かなというふうに思いますので、またそれについては検討いただきたいと思います。

それから、成果報告書の183ページですけども、健康づくり運動教室ということでやってきていただけてますけども、これも成果報告書の13ページのところで見ると、いくつかいろいろやっていただけてますけども、実績が、参加人数なんか減ってきているなど、これ見た限りではそうなんです、これの実態について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 今、ご質問いただきました健康づくりの分につきましては、成果表の13ページでは、生活習慣病予防教室というところで実績等を上げさせていただいて

います。

保健センターで、例えばこう減っていると、回数等減っているということにつきましては、平成23年度までは高血圧や高脂血症などの病態別のメニュー講座等を年5回開催しておりましたが、平成24年度からこれを、このケースを取りやめております。

そのかわりに糖尿病教室にシフトしてきているという状況です。

例えば、この糖尿病の予備軍と言われる人は、一般的に4人に1人とされておりまして、斑鳩町におきましても、特定健診の結果から、血糖値の多い方が非常に多いという状況を踏まえまして、町医師会の糖尿病の専門医の先生に講師をお願いいたしまして、実施をしております。

また、例えば、町内のウォーキングというのを平成23年度もやっておりましたが、平成24年度からはそれをなくして、正しい歩き方等の講習を運動教室の中に取り込みまして、ウォーキングを希望される方は、元気クラブ等で行っておられるウォーキングを紹介させていただいてということで、事業が重複しないような形での検討を行っているところです。

例年やっている事業につきまして、継続すべき事業かどうかは検討しておりまして、平成24年度は少し回数、参加者が少なくなってきております。

今後も、住民のニーズ等把握いたしまして、健康づくり教室等を見直しながら、より多くの方に参加してもらえるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 ここに出てきている数字としては、ちょっと減っているような形で計上されているけども、ほかの取り組みに参加していただいているということで、担当課のほうでも、いろいろな形で参加しやすいような形態をとっていただいているのかなというふうに思います。

斑鳩町として、国保の治療費がやっぱり高額になってきていることから、健康づくりというのが非常にやっぱり町の課題としても重要になっていると思いますし、国保のほうでは、特定健診なんかもやっていただけてますが、やっぱりそうした取り組みと連携して、いかにこうした健康に関心を持っていただくかという点については、非常に重要になってきますし、まさに改善が求められてくる点だというふうに思いますので、こうした点につきましても、担当課におかれましては、引き続き改善のほう図っていただきますように、よろしくお願いいたします。

それから、成果報告書の192ページの火葬場の周辺対策ということで、補償の関係ですね。火葬場だけではないんですけども、一定、補償の考え方について、これまで予算決算のときにいろいろ議論してきた経過があると思うんですが、その中で、やっぱり補償額について一定の基準をつくっていくような考え方が必要じゃないかなということで、私も議論させてきていただいた経過があるんですが、この予算の審査のときにも、例えば施設、火葬場でしたら、施設利用料のうちの範囲で補償額を出すとか、あとまた一定の割合ですね、パーセントを決めて出すというような考え方などが提案はされていたと思うんですが、こちらのほうでも研究はしていくが、担当課のほうでも研究を進めていただきたいというふうをお願いをしてきたわけですが、その点について、その後担当課のほうで検討していただいている状況なんかもちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 火葬場を初めといたします衛生施設につきましては、周辺住民のご理解とご協力の下で設置運営することができておりまして、施設の設置、運営に当たりましては、周辺自治会と覚書等を交わす中で補償要望が出てまいります。

この補償要望につきましては、予算編成前に次年度の実施要望が提出をされまして、自治会代表者の方々とその内容を確認しながら協議をいたしまして、予算にも限界があることをご理解を願いながら、できるだけ単年度施行ではなく、複数年での施行、あるいは施行方法もできるだけ費用のかけない方法をお願いをしているところであります。

このことから、補償要望の内容や前年からの繰り越し、あるいは地元での優先順位などによりまして補償額に変動が生じておりまして、年度によりましては極端に補償額が少ない年度もございます。

町といたしましては、建設当初の経緯などから、施設維持管理費の何パーセント以内でありますとか、例えば限度額を設けるというのは、これから定めるというのは非常に難しく、できるだけ財政負担の軽減を図っていくような交渉を地元としてまいりたいというふうに考えているところであります。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 担当課のほうでも、交渉の中で、単年度での額をできるだけ抑えていくという形での要望の対応なんかも気にしながら行っていただいているということで今、答弁いただきました。

確かにおっしゃるように、額を決めて、それでしてもらおうということが今までの経過

からいって難しいなという点については、私どもも理解はできますが、やはりこの補償費が町の財政を圧迫してきているというのも事実ではありますので、今ここで結論は出ない問題かもしれませんが、引き続きやっぱりこの点については研究を進めていただきたいなというふうに、まあお願いだけしておきたいと思います。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 木澤委員おっしゃっていただくように、何よりもそれは補償の問題等についてはですね。けどこれ、焼却場でも30年を一つの関係で、議決をして、煙突はやめました。これをつくるときにやっぱり大きな問題は、こんなん必ず反対ですから、やっぱり最終的には受けていくとしたら、やっぱり何かを補償していただいでですね。その中で、おたくさんの野呂民平さんが、10年撤去を含んで再交渉ということをおっしゃったんです。私は平成4年と平成14年と平成24年、3回いります。もう平成4年になったら、また次の項目が出てくるわけです。それやったら町長もう役場の前に行ってくれと、こうなるわけです。

だからそういう、木澤さんのおっしゃるように、誰でも議員さんも皆一緒に、この補償をどうしていくかという問題、それが一番問題なんです。だから、その30年を一つのもうこれで焼却場はできないということをあらかじめもう平成14年のときにもう申しあげているんです。14年のときにもうやっぱり別のところを考えるのか、もうこれでやめるのかというところを考えていかなかったら、これ恐らく解体撤退やと思います。

だから今、白石畑にもご無理を申しあげて、そしてまた東里のあの周辺も、皆さん方に大変ご不便をかけてます。やっぱり10トン車ですから、30キロほど、20キロですか、そういうこともいろいろとお願いしているわけです。やっぱりそういう経緯を見ていかなかったら、これできない。

やっぱりそういう中で、一つはこれまあ、解体をしていくわけですから、ただまあ、やっぱり残っているものはやっていかないといけませんけども、できるだけ今、栗本課長が言うように、できるだけ精査をしながら、やっぱりできるだけ財源をほかからも取ってこられるように努力をしながらやっていくということの基本は我々としては考えてやっていきたいと思っていますし、まだ火葬場とかあるいは衛生処理場の問題についても、もう稲葉車瀬はあれ、最終、公民館を建てて終わりましたけども、神南は残っています。

そういう関係等についても、できるだけやっぱり担当の職員は必死に、11月ぐらいに予算の関係で来られたら、その部分を受けて、できるだけ予算的にやっぱり極力下げ

てですね、できるものについてはこれを採択していこうということですから、何も我々としてもできるだけやっぱりそういう点については、ちょっとでも減らしていただいて、ほかのところに回していくという努力をしていかなかったら、やっぱりこれは福祉の関係についてもこれから生まれてくる子どもさんについても、あるいは高齢者についても努力をするということで、皆さん方のご了解をいただいて、福祉にはやっぱりできるだけ努力をしていこうということでやっておりますので、そういう点だけ考えていただいて、そういうまだ残る補償については、できるだけ極力節約をしながら、儉約しながら努力をするということでございますので、よろしくお願いいたします。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、201ページのところなんですけども、この紙おむつ類専用ごみ袋の無料配付の関係ですが、これは担当の常任委員会でも意見が出ていたと思うんですが、今、乳幼児に対しても配付していただいている中で、年齢関係なしに同じ枚数やということについて検討を求める声がありまして、私もここであえて答弁求めませんけども、それについては検討していただきたい。やっぱりうちの近所なんかでも特に若い人が結構いてまして、そうした紙おむつのごみ袋の話なんかも、やっぱり少ないときがあるというようなことも聞いてますので、ここで答弁いただけるのであれば、お願いしたいですけども。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 ご意見等いただいて、検討はしておりますけども、結局、えらい出すからその枚数をふやしてほしいとか、できるだけ紙おむつに対する助成を、袋をやっているわけですから、その与えられた袋の中で極力やっぱりご辛抱願っていかなかったら、ちょっと1歳の子、あるいは生まれた子とか、その判断をしていくというのは、これは難しいと思います。

そういう点ではやっぱりその60枚で皆さん方ご辛抱願って、そういう調整というのはなかなか難しいと思います。生まれた子に65、70にするのかというようになってきたら、そういう点で、60枚ということで、もしそこの家庭が余ればそのご近所の方、その関係、努力をしてやっていく。そういうところも考えていかなかったら、このごみ袋でもそうなんですよ。45リッターの袋を最初につくったときに、やっぱり第一地所でも、半分に切って、半分ずつ使わはったところもあるんです。そういう実態もあるんです。そういうことも踏まえて、何でもあれやからということでなしに、やっぱり60枚無料で町が回収するという中でございますから、そういう点については担当課ともい

ろいろと相談する中では、やっぱりこの枚数は上げるとか下げるとかいうのは難しい状態やということで、ご辛抱願いたいと思います。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 この23年度から24年度にかけて、特に乳幼児のほうなんですけど、配布枚数、交付枚数が減ってきている。この関係についてはどういった要因なんですか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この紙おむつにつきましては、新生児から3歳児までを配布をしておりまして、大体対象につきましては1,000人程度おられるだろうというふうに把握しております。最近、特に赤ちゃんの成長が早いということもございまして、3歳児では、もう約15%しか紙おむつをされてないということがあるので、この使用枚数の減少につながっているというふうに分析をしております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうですね。だから、60枚要らない方もいらっしゃる。3歳児になるとね。

先ほど町長、余った分についてはご近所で云々というふうにおっしゃいましたけど、これそやから余った分は町としては返してくださいねと。だからほかの人に渡して使ってもらえないようにという形で今管理されているというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この紙おむつの専用袋の無料交付をするときに一番ネックになったのが、ルール違反での排出です。例えば紙おむつ以外のものを入れられて出されたときに、その行為者をどのようにして特定するのかといったことで、今、紙おむつ専用袋には全て通し番号を印字をしてあります。そして交付するときに、その番号を全部控えておりますので、誰に交付したのかとわかるような仕組みになっております。

そういったことから、不必要になった場合は使い回しをするじゃなくて返却をしてくださいということをお願いをしております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 やっぱりそうした不正使用を防ぐということで通し番号をつけてやっておられる中で、例えば1歳児と3歳児は比較すると、3歳児については60枚も要りませんよという方で、それについては町が回収して、1歳児の方に、やっぱり足りないという声がありますので、配布割合を変えていただくということについての研究をできるのか



など。町のほうも例えば総量はふえない形で、年によってちょっと枚数を、交付する数を調整するということについて、担当課のほうで研究をいただきたいなというふうに思いますので、また、担当の常任委員会でも議論されていくかと思しますので、要望しておきたいというふうに思います。

続きまして、成果報告書の205ページのところになるかと思うんですが、可燃ごみの民間委託の関係で、監査委員さんから意見書の中で、業者委託をするのに、やっぱりいきなり委託できないような状況のないようにしていくべきだということで、委託先の決算書なんかを入手するという、そうした企業の情報をきっちりつかんでおく必要がある、そういう方法もありますよということで指摘がされています。

この間、私のほうも、町のいろいろな町が行うべき自治事務について、民間委託をしていくということについては、やっぱり急にそれができなくなるというような、特に鳩水園の関係で、業者が一斉に入札を断ってくるというようなことも想定される中で、やっぱりそういう危うさも含みながらの運営になるということで、できるだけそういうことのないような運営を求めてきてます。

今回、監査委員さんのほうからこうした指摘いただいている意見について、町はどんなふうにとらえてはるのかという点について、お尋ねしたいと思います。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 現在、可燃ごみの処理を委託しております三重中央開発株式会社におきましては、現行の130トン炉2炉のほかに、このほど237トン炉の炉を2炉備えたエネルギープラザを建設されるなど、1日の処理能力、焼却能力700トンを超える、規模としては全国最大クラスの廃棄物処理業者であります。

しかしながら、当町では、倒産はもちろん、故障などで三重中央開発で処理できないことを考えまして、バックアップ施設として、大阪府内にございます別の処理施設とも契約を締結し、万一に備えた対応を現在しているところであります。

今回、決算監査の意見書の中で、監査委員より委託先の状況を把握しておくべきとの指摘をいただいております。

もちろん、初めて契約をする前、平成23年度の決算書につきましては、三重中央開発の決算書あるいは会社の経営状況がわかる書類等の提出は受けておりますが、今後におきましても、あらゆる企業情報を収集をいたしまして、住民の方々の生活に支障がないように、万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 指摘していただいている件についても、担当課のほうでも認識を持っていたというふうに確認をさせていただきました。

こうした民間企業の経営状況なんかのこともあるんですが、方向性としては、基本的に地域で出たごみについては地域で処理をしていくというのが基本的な考え方としてあると思うんです。

実際に費用的に見ますと、今、町も進めていただいている生ごみ分別などによってさらに可燃ごみ処理に係る費用というのは削減をされていくという点もありますが、やはりそうした民間委託の経営運営による危うさという点もぬぐいきれませんので、これを民間委託する際にも意見として申しあげましたけども、やはり今後、複数の自治体等で共同して炉を作るというような計画なんかが、まあ今は、県の計画はもう頓挫してしまいましたけども、そうした可能性については、町のほうとしても情報を入手していただいて、そうした点については協議の場があれば参加していくというような形を、姿勢を持っておいていただきたいなというふうに思いますので、意見として申しあげておきたいと思います。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

宮崎委員。

○宮崎委員 主要な施策の成果の192ページの、先ほども同僚議員聞かれてたんですけど、火葬場のことなんですけど、この需用費というのがかなりふえているのは多分何か工事されたのかなと思うんですけど、あと委託料が変わってないのは同じところへ委託されているのかなと思うんですけど、この町内町外利用者が265、262とそんなに変わってないのに、決算額でいうたら多分、補償のほうが悪く減っているから、トータル的には変わってないとは思いますが、この需用費がふえたのちょっと説明していただきたいのと、この委託料というのは、どこかへ委託されて、利用者のときにされて、この委託先に払われているお金やったら、これ262回ということは、1回利用したら大体4万円ぐらいかかるのかなと。ほとんど町の施設なのに、今までかかっているの、ちょっと高いんじゃないかなとはちょっと思うんですけど、その辺ちょっと、どういうふうな理由でこういうふうになったか、ちょっと教えていただけますか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 まず、平成24年度、火葬場費の需用費が大きく増加している理由でございしますが、先ほどもございましたように、平成24年度におきまして、火葬炉内の設備の中で重要な役割を占めております排風機を自動的に制御する制御盤の電気系統

が突然故障をし火葬ができなくなったという事故がございましたので、緊急修理として稼働開始当初から使用していた制御盤を更新するとともに、万一、一つの回線が不具合を生じましても、別の回線で切り替えて運転ができるように、1回路を2回路にする工事も緊急工事でさせていただいております。その関係で、特に需用費の修繕料が大きく増加したのが要因でございます。

次に、委託料でございますけども、委託料には、火葬業務の委託、例えば火葬炉の保守点検の委託、警備保障、あと電気設備の保守点検等々ございます。火葬場の管理運営につきましては1件いくらかのような契約ではなく、年間通しての契約となっております。常に職員が、正月の3日間を除いて常駐も、火葬があるときもないときも常駐をしております。そういった関係で年間の委託料を契約していると。去年と契約委託料が同じというのは、全て委託業務は据え置きで契約をさせていただいたという結果でございます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小林委員。

○小林委員 175ページの子宮頸がんワクチン予防接種の実施についてと、もう一つが一般不妊・不育治療費の助成について、せっかくここに実施状況のデータがありますので、教育長のほうに、性教育についてちょっとお聞きさせていただきたいなというふうに思うんですけども。といいますのも、まず182ページの不妊・不育治療、これは、今、国のほうでよく議論されてますが、43歳で妊娠されたら50%の方々が流産される。また30後半になったらなかなか妊娠しにくいというのを、そういう、卵巣の老化について、最近の子とかほとんどの、僕の友達ですけども、30代の女性も知らないという中で、また、175ページの子宮頸がんワクチンの予防接種の実施について、最近副作用の被害者の関係で問題になってますけれども、斑鳩町のほうには日常的生活にそういう影響の出る副作用の方がおられないということをお聞きしますので安心していただけますけれども、日本というのは、予防接種も低い、しかも子宮がんの検診率の低いのも先進国の中で一番最低レベル。また、学校教育もあまりされない。そういう学校教育をされない中で、されてこなかった女性の方が母親になる。欧米でしたらやっぱり学校教育と母親の役割が大きくて、こういう子宮頸がんワクチンになる方が少ないんですけども、そうやってきましたら、やっぱり欧米に比べて日本は受診率も低い。アメリカで八十数パーセント、ヨーロッパで80%に近い数字ですしね、日本みたいにかかりつけ医が早くから出ているような状況じゃない。また、日本では予防医学に対する、

予防医療に対する意識の低さなどがありますので、そういう関係で担当課のほうとはいろいろお話をさせていただきましたし、担当の委員会でもお話をさせていただいて、いろいろ議論はさせていただきましたけれども、そうなってくるとやっぱりせっかく保健センターのほうがいろんな制度、補助金のほうを作っている、やっぱり当事者である子どもたち、女性たちに対する啓発活動なり性教育なり、そういうことについて、学校としてどういうふうに取り組んでおられるのか、またどういうふうに関わっていかなければならないのかなというふうなことを、今、答弁できるのであれば。また、無理でしたら。

○嶋田委員長 いけますか。基本的にはこれ教育委員会の教育長が答えるということは教育委員会の関係に出てくると思うんです。できるのやったら、やってくださいね。

小林委員。

○小林委員 せっかく今ここにデータというか実績が出てますので、これについてまた後で質問させていただきたいなというふうに思いますので、学校教育の。このデータをもとに後で、教育の担当課に、教育のところでまた質問させていただきますので、答弁のほうの準備よろしく願いいたします。

以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 まず174ページですが、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の助成ということで、今、24年度のこれは70歳以上で、私もこの委員会とかでいろいろ話をして、65歳までにしてもらえへんかということも言うてまして、今年度ですかね、65歳以上ということになっているんですがね。

決算審査の中で、以前に提案してたことで、ちょっと心配なんですけど、65歳以上で接種者数がふえているかどうかということもちょっと心配なんですけど、どんな状況なのか、ちょっと教えてもらえますか。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成ということで、ことし4月から新たに65歳まで年齢を引き下げ、助成を3,000円から6,000円というところでやっている、助成の範囲を拡大させていただいたところがございます。

今ちょっと直近の資料ということで、ことしの、25年7月末と去年の7月末を比較した数字でございますけども、昨年は、70歳以上の方39人の方に助成をさせていた

だいています。ことし7月末は82人ということで、その内訳といたしましては、65歳から69歳の方は12人、70歳以上の方が70人という状況でございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 私も65歳以上で受けに行こうと思ってますねんけど、まだ行ってませんので、少しでもそうして接種者がふえるということは、提案させてもらった私としてもいいことかなと思っております。

それと、その次のページで、先ほど同僚議員もちょっと触れられましたけど、子宮頸がんワクチンの副作用云々のことで、マスコミも何か予防接種を受けるのがいかんというような感じでも報道されていたようにも思っているんですが、それらの経緯についてというか、今、経過ですね、どんな状態なのか教えてもらえますか。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 子宮頸がんの予防接種につきましては、ことし4月から定期の予防接種として始まったところでございます。それで、ことしの5月14日付けで国のほうからヒトパピローマウイルス感染症、子宮頸がんになるウイルスの名前ですけども、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についてということで、厚生労働省健康局長から勧告がありました。

勧告の内容であります。本年4月1日から定期接種として実施したところでありますが、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的疼痛、痛みですけども、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとされたところであり、当町といたしましても、国の方針に沿って積極的勧奨は差し控えているところでございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 だけど、受けている人はおられるんですかね。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 この通知によりますと、積極的には勧奨しないけども、その有効性等をご理解いただいて、受けたいという方は受けていただければ助成をさせていただくということでございます。

それで、接種の状況でございますが、これもちょっと調べております。ことし7月末までの状況でございます。平成24年度の7月末、4月から7月末までは183人接種されましたけども、ことしは47人。特に7月、この通知があった後ですね、7月だけ

を比較しますと、去年は42人だったのがことしは3人と、やはり受ける方が少なくなっているという状況でございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 次に、177ページの予防相談体制の充実ということで、この中で、要観察児ということで何名か上がってきている、いろいろな、1歳6か月児健診の実施とか、ほかのも上がってきているんですが、その要観察児というの、その対象となった人、児童というんですか、子どもたちに後どのようにされているかということで、その通知をするだけでは私はちょっとフォローというんですか、それらのことについても、やはり行政もある程度していくべきだと思っているんですが、どのようなことをその要観察児に対して、フォローというんですか、町としてはされているのか、教えてほしいなと思います。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 乳幼児と3歳児健診等につきましては、この要観察の内容についても若干かわってきてます。小さいお子さんは言葉の出が遅いとか、発達、大きくなるにつれて身体的な部分の要観察もあるとかいう、あと情緒的な部分とか、そういった内容で要観察児ということでございます。

町といたしましては、情緒的な部分につきましては、臨床心理士の先生に来ていただきまして相談をするということで、保健センターでそういう機会を設けております。

それで、その後やはり専門医のほうで経過的に見ていただかなければいけないとか、身体的な部分もあるということであれば、そういったリハビリとか、そういったほうにつなげると。あとは療育教室等で様子を見るという場合は、療育教室を紹介をしたりしながら、その経過等についての対応をしております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 そしたら、これもちょっと。181ページに、乳幼児訪問指導の実施ということで、おおむね生後5か月以上ということで、家庭訪問しとっておるんですが、その対象というんですか、訪問先は、訪問者数471で書いてる、24年度はなってるんですが、これは全てでこちらから訪問しているという、そういう状態なのか、いや全ての人を把握して、それで行政から通知をして訪問していると、そのように理解しているのか、ちょっともう少し詳しく教えてください。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 斑鳩町はまず、出生2か月ぐらいまでに新生児訪問、全戸訪問を実

施しております。その後、経過的にやはり訪問して経過様子を見なければいけないという方は、この乳幼児訪問を引き継いですると。

それとあと、先ほども出ました健診ですけども、健診未受診の方、来られない方おられます。そういった方も中心的にこう見ていただいて、虐待につながらないかどうかという確認も必要なことから、平成24年度は35人未受診者おられましたけども、そういった方も訪問してもらうということにしております。

それで、これは助産師と保健師が訪問しておりますけども、この訪問者数471というのは、行ったけど留守とか、ポストイングをして帰りましたよという数字も含めておりました、出ている回数をしてます。それで、うち指導者数232人とありますけども、この数字が実際に会えて面談をさせていただいているという数字になっておりますので、よろしく願い申しあげます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 課長が虐待云々の話も、私はそれをちょっと、いろいろなマスコミ報道で心配してると思いますが。471で、そのうちの半数ぐらいに面談できたと。いろいろな虐待事件というんですか、それが報道されたときに、いろいろな行政が訪問していたんだけど会えなかったんだと、だから気がつくのができなかったというような、そういうようなケースが多いように思うんですがね。今、24年度ではそしたら半数が会えてないということなんですが、その対象の家庭に対しては、どのようなあと、フォローをしているのか。再度ポストイング行くとか、やはり会えるように、いろんな方法を使ってもらいたいと思うんですが、その点はどうなんですか。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 この5か月から1歳6か月、約1年分ということで、出生者数に近い数字で232人という、これ出てます。ですから、この訪問件数的には471と多いんですけど、そのときにポストイングとか、留守のところは行ってほぼ面談をさせていただいているという形にはなっております。ただ、35人の未受診者につきましては、ちゃんとその状況等を全て保育所、幼稚園とかご本人さんの家に訪問して確認をしておりますので、未受診者に対してはわからないという状況はないということでございます。

○嶋田委員長 基本的にもう全部会っているということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 先ほどね、ちょっと私、勘違いして、課長の答弁でね、471のうち会えた

のが232というようなそういう、これは指導者数やね、うち指導者数と。

今、答弁してもうてるように、きめ細かな対応をお願いしておきます。

続いて、188ページ、生活習慣病の予防や介護予防を図るために生活の場における個々の状況に応じた相談指導ができるよう訪問を行ったということですが、これもその訪問先をどのようにして決定されているのか。それと、区分のところに、これは実数、括弧書きで実数と、それから延数というのは、これどういう区分があるのかなという。どういう定義というんですか、どういう状況なのか、ちょっと教えてもらいたいなと思います。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 訪問指導、実数と延べと今同数になっておりますけども、中には1回だけじゃなくて2回3回と訪問を必要とする場合もありますけども、23年、24年度は1回ずつだったということでございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 その訪問先はどないしてセレクトというか、決定されているんですか。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 特定健診の結果、指導等こちらへ来られない場合は訪問したりする場合がございますので、人数的には少ないですけども、そういったデータをもとにしております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 それと、193ページ。ISOの関係なんですが、先ほど同僚委員も、運用範囲の拡大を図れてないということもちょっと述べておられましたけど、私は、そのことも大事ですけども、どうなんですかね、率直に、この庁舎内、ISO14001の実施していろいろな成果も上げている中で、庁舎内の全面禁煙ということについては、検討されているのですかね。

○嶋田委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 公共施設での禁煙ということは、これは厚生省からも、あるいは県の健康増進課からもいろいろ照会、毎年照会が来ておりまして、県内でももう5市町村ですか、ぐらいの残り全面禁煙してないというところがございますので、町といたしましても、毎年照会が来る中で検討していこうということはしているんですけども、だんだんと県内でもほかの市町村は全面禁煙という形で、まあ施設内禁煙ね、全面禁煙あるいは施設内の禁煙ということを進めてまいっておりますので、これもやはり健康増進ということ



もかんがみて、やはり本庁もできましたら来年4月をめどに、から、施設内禁煙という形で進めていきたいなという考えを持っておりますので、当然今、庁舎内で分煙機を設置しております。3階とそれから地下のロビーのほうで分煙機も設置しておりますけれども、これは一部分煙という形でやってきておりますけれども、県のほうからも施設内禁煙ということの指導といいますか、やっていただきたいということも受けておりますので、そういったことも含めて、来年4月からやっていきたいなという考えは持っております。

今、先ほど申しあげましたように、議会棟、3階ですね、3階の分とそれから地下のロビーにございますけれども、これはできましたら分けて、分けてといいますか、まずそうですね、3階の分についてはまた議会とも御相談申しあげながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 206ページのところに、先ほど課長の説明で、資源化率というのが45%ということかな。それで全国平均が20.8%、奈良県が14.4。斑鳩町も入っていて14.4です。だからほかの市町村というんですか、もう全く資源化率については、どう言うんですかね、後退というか、後退じゃない、全然考えてないと。もう斑鳩町のこの資源化率というのは全く誇れるもんだと思ひますね。

こういう環境問題についてもやはり斑鳩町はどんどんやってきている。しかも、ISO14001を早くから取り入れて。私はもうそれを採用するときには何やのというようなことも言ったし、まだ今、議員の中でもその経費のことについても言うてると思ひます。ただまあ、その当時、町長はやはりここが模範を示すことによって、庁舎を模範を示すことによる環境問題ということをおっしゃっていたし、実際、それらがなされてきている。

だけど、今、総務部長おっしゃっているように、もう庁舎全面禁煙というのはね、こんなもん常識なんですよ。もう早速ね、どこに相談する、議会と相談するて、議会のそばにあるからどうのこうので。もうすぐにそれを打ち出してもらいたいなと、そのように思ひんですがね。

何かやっていることが、こっちはもうワースト5の中に入っている。5つの自治体がまだ全面禁煙やってない。庁舎内禁煙で、どこでもですよ、今作ってくるのは。そんなん何を躊躇しているんやろうと。

私はね、この資源化率が45.何ぼというのは、これはほかの市町村へ行っても、私

はもう堂々と言おうと思ってますねんけどね。それらとも考えてね、そんな簡単なこと  
ですやん。庁舎内全面禁煙しますと。環境問題の推進している町としては当然ですやん。  
まあ、そういうことを私の意見としてこの決算委員会の中でも申しあげておきますので、  
よろしくをお願いします。

以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 もう今、先ほどの同僚議員の質疑について、たばこの問題、私の思いをちょっ  
と述べさせていただきます。

今、総務部長が来年4月からそういうようなことを実施していくことを検討したいと  
いう話がございましたが、実際よく、僕は思いますねんけどね、たばこというのはやっ  
ぱりマナーを守ってしていくもんやと。それで基本的にたばこを吸うことが、嗜好品で  
すので、悪いと。確かに分煙をしっかりとすればどうかなという思いを持っております。  
また、全面禁煙している施設、特に学校等なんかで見ますと、先生の方々が外で、学校  
の外へ出てたばこを吸っておられる姿なんかも見かけたりいたします。やっぱりあまり  
見た目がいいようには思いません。

実際、ちゃんとしたマナーを守ったことをやっていくと。確かに今の時代の流れでい  
きますと、駅とかで全面禁煙というようなことがどんどん行われてきておりますが、そ  
れが本当にいいのかなと、私自身は思っている。

その辺、検討していただければと思います。

答弁は要りませんので。

私、ほかに、197ページ。美化推進啓発の充実。これ、206ページの環境パトロー  
ールの実施。これは実施回数とかこれ似てますねんけど、この啓発とこの環境パトロー  
ールで、このごみの回収、これは同じような状況で行われているものなんでしょうか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 環境パトロールと環境の啓発回数、これ共に101回というのは、  
環境パトロールをしながら広報テープを流して住民の方々に啓発をしているというこ  
とで、同時にやっているということで、それぞれ101回ということで上げさせていただ  
いております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 そうしますと、この197ページのこの6万5,100円というこの件は同時

にやられて、こう金額をこう分けてされている。これはどのようなこの金額の割り振りから来ておるものなんですか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 清掃総務費の美化推進啓発の充実6万5,100円というのは各自治会から要望をいただいて各自治会に設置しております啓発看板、これの作成費が6万5,100円ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 内容はわかりました。

次に、201ページのこれも同僚議員の質疑があった、紙おむつ類の専用ごみ袋の件なんですけど、私もこれ、厚生委員会で何とかならないかと要望させていただきました。町長の答弁で、非常に難しい、非常に技術的に難しい部分があるので、何とか同じ数でいきたいというような今、答弁がございましたが、やっぱりシーズンによっていう部分もあるんですけど、非常にもうなんぼ節約というか、無駄遣いしなくても足りないんやという乳幼児をお持ちの父兄の方からの声がやはり私の耳にも入ってきます。

子育てを非常に重要な施策にされておられますので、そのあたり、何とかこう困難はあると思いますねんけど、検討していただきたいなと、このように思うんですが、ちょっと町長、どうでしょうか。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 ここにも書いてますように、この紙おむつの関係等についてはやっぱり無料化したということに大きな問題があると思うんです。ごみを減らしていこうという中ではやっぱりごみの袋に有料化をしていったという一つの基本的なスタンス。事業系のごみについても事業系のごみ袋をつくったということもございます。

そういう一つの中でこれをまあ言うたら、生まれてくる赤ちゃんと3歳まで、できるだけやっぱりそういうことで紙おむつをどうするかという中で、町としても60枚でひとつやっぱり無料でいこうという一つの方向づけをしたということが大きな成果だと私は思っていますし、そうしてまたその関係等について、60枚を70枚にするとかいうことについては、これ、いろいろとこれから子どもさんが出生率が高くなって、状況等をやっぱり見ていく中で、特に斑鳩町の施策として、生き生きプラザとかいろんな関係等について努力をしておりますから、子どもさんの出生率が上がってくる。できれば私は奈良県一の出生率にしていきたいという気持ちがありますから、そういうことを踏まえた中で見ていきたいと思っています。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 今後ともこのあたりまた検討をよろしくお願いします。

続きまして、202ページの資源物のリサイクルなんですけど、以前この件で質問させていただいたときに、200ページの空き缶の分別回収での、この、あれですね、缶といますか、スチール缶、アルミは売却をさせていただいている。ただ、この資源物のリサイクルのほうで、住民のほうで袋で出したやつはそれがでけへんねんというようなお話があったと思いますねけど、これはやっぱり難しいもんなんじゃないかな。非常にこれもリサイクルでやっぱり資源として売っていただいていると認識している住民が非常に多くおられます。ちょっとそのあたりお願いします。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 有価で原材料として売却しようとした場合、種類ごとに分ける必要がございます。空き缶回収機で回収しております缶は自動的にアルミ缶とスチール缶に選別されて出てまいります。そうしたことで、売却が可能になります。

ただ、皆さん、水曜日に出していただいている、資源の日に出していただいているビン類缶類につきましては、アルミ缶、スチール缶、そしてビン類混合で排出をされて、それを町のほうで業者に委託をして選別をさせていただいておりますので、これは、資源物、有価物という扱いにはならず、あくまで廃棄物という扱いになりますので、お金は処理をする市町村のほうから支払うという義務が生じてまいります。そういう違いがございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 確かにこれ以上分別を細分化し、なおかつお年寄りとか、非常にこれがスチール缶かアルミ缶かと選別するのは非常に困難な部分というのは理解できるんですが、他の行政が、やっぱりこれ何とか有価物にされているような例がもしございましたら、またその辺研究していただくというようなことで、ちょっとお願いいたします。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 先ほど、庁舎内全面禁煙ということで提案しましたけど、今、嗜好品だからどうのこうのというような議論をされておるんですが、私はその個人の嗜好品の制限を加えるために庁舎内全面禁煙という、そういうちっぽけな意見で言うているのと違いますから、その点しっかりとってほしい。やはり環境問題についていろいろ私どもは進んでおります。だから、そのことで全面禁煙を躊躇なく実施という、そういうことを思

っていたので、何も個人の嗜好品を制限を加えたんでもないです。

そして、その同僚委員がおっしゃっているように、庁舎外でたばこを吸っている。何かそれは見苦しいような言い方されてます。そういうことやったら、そういう嗜好品、もうやめたらよろしいです。私もずっと平成10年までたばこを吸ってました。だけど、これだけいろいろな弊害というんですか、吸わない人に対する影響も多いという、そういうことになるんだったら、やはりそういう結果が出てくるんだたらね、やはりその嗜好品として楽しんでおられる方が、この庁舎という、皆の公の場所でやっぱり我慢をすると。そのときに吸うのは我慢すると。やめよとは私は絶対言ってません。その点も当然行政の方はわかっておられると思います。ISO14001にこだわりますけども、そこらで環境問題やと、また、ごみのそういう資源化率とか、地球規模での環境問題について推進している我が町として、やはり分煙という形はとっておられますけど、あの分煙でもはっきり言って分煙、完全分煙にはなっていないしね。もう限度だと私は思います。一日も早いそういうことを打ち出してもらいたい。重ねて申しあげておきます。

以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 ないようですので、これをもって第4款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、第6款商工費について説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、第6款商工費のうち住民生活部が所管いたします決算の概要についてご説明いたします。

失礼して、座らせていただきます。

それでは、主要な施策の成果報告書の224ページをお開きいただきたいと思います。

第6款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費でございます。

商工総務費のうち、社会参加の促進・支援として、シルバー人材センターの支援につきましては、斑鳩町シルバー人材センターに対して830万円を助成したものでございます。高齢者の豊かな知識や経験、技能を生かした就業機会の提供、生きがいと健康づくりを支援したものでございます。

次に、225ページの消費者意識の向上といたしましてですが、生活設計学習会の開催についてでございます。保険の基本を理解するための知識や安心な暮らしのための生

活設計等、生活の合理化に資する知識を取得することを目的とした学習会を開催いたしましたものでございます。

また、消費者保護対策の充実として、消費者相談の実施についてでございますが、消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設し、住民の方々からの複雑多様化する相談に対応するとともに、消費者被害の防止や消費者意識の向上などに努めてまいりました。

また、引き続き生駒郡4町の広域連携による相談体制の充実に取り組んだほか、全国消費生活情報ネットワーク・システムの端末機を設置し、全国の相談情報の検索・取得等に活用いたしましたものでございます。

以上で、第6款商工費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要の説明といたします。なにとぞよろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、第6款商工費についての質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の225ページの消費者相談の実施ですけれども、最近、訪問販売等の被害なんかがふえてまして、相談件数がふえてきているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、ここに76件ということで24年度は上げていただけてますけれども、申し込みされた方が漏れてしまっていると、開催日数に対して申し込みのほうが多くなっているとか、そういう実態とかというのはないですかね。

○嶋田委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 申し込みなんですけれども、相談でございますねんけども、今書いてますように、私どもは、斑鳩町は木曜日にやっておりますねんけども、あと月、火、水とが生駒郡内でやっておられますので、もしも斑鳩町の方でほかの月曜日、火曜日、水曜日の相談の方、来られた場合は、各町のほうへ御案内申しあげております。

そして、もしも各町でだめでしたら、奈良県のほうの相談もございますので、そこへはご案内させてもらってます。件数的には、この件数でございます。

漏れている人はおらないと思います。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって第6款商工費についての質疑を終結いたします。

ここで、13時まで休憩いたします。

( 午前11時44分 休憩 )

( 午後 1時00分 再開 )

○嶋田委員長 再開いたします。

次に、認定第4号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、認定第4号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第4号

平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成25年9月5日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座って失礼いたします。

それでは、平成24年度歳入歳出決算書の22ページをご覧くださいと思います。

平成24年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が30億5,025万4,712円、歳出総額が35億5,496万1,500円となり、歳入歳出差引額は4億5,523万5,903円の歳入不足となっております。

このため、平成25年度会計におきまして、繰上充用の予算補正措置を行い決算を終えているところでございます。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部からおのこの款ごとに説明をいたしたいと思います。

初めに、主要な施策の成果の323ページをお開きいただきたいと思います。

まず、323ページから329ページの第1款総務費でございます。

款全体では、予算現額4,940万2,000円に対しまして、決算額は4,659万888円で、執行率は94.3%でございます。

まず、323ページから324ページの第1項総務管理費でございます。

予算現額3,214万8,000円に対しまして、決算額は3,068万2,483円で、執行率は95.4%でございます。

この科目は、国民健康保険事業にかかわる職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に係る経費などを支出したものでございます。

324ページの表をご覧いただきたいと思います。

平成24年度末現在におけます加入世帯数は4,239世帯でございます。

総世帯数に占める割合、いわゆる加入率は38.0%でございます。また、被保険者は、7,497人でありまして、総人口に占める割合は26.3%となっているところでございます。

次に、325ページから328ページの第2項徴税費でございます。

予算現額1,630万6,000円に対しまして、決算額は1,515万3,530円で、執行率は92.9%でございます。

国民健康保険税の賦課徴収にかかわる職員の人件費及び賦課計算業務委託などの電算委託料などを支出しています。

平成24年度の国民健康保険税の状況についてでございますが、まず、326ページの表をご覧いただきたいと思います。

現年度課税分につきましては、調定額が6億8,867万3,400円に対しまして、収入額は6億4,203万7,700円で、収納率は93.2%でございます。

現下の厳しい経済・雇用情勢の中、前年度と比較して、調定額では1,598万7,300円、収入額で895万6,200円それぞれ減少いたしました。なお、収納率は0.8ポイント上昇しているところでございます。

一方、327ページの滞納繰越分でございますが、調定額は2億924万2,010円に対しまして、収入額は3,039万2,761円で、収納率は14.5%ございました。

前年度と比較しまして、調定額では148万1,637円が増加、収入額では107万8,797円減少いたしまして、収納率では0.6ポイントの減となりました。

なお、平成24年度の滞納処分の実施状況については、ページを戻っていただきまして、325ページの表でございます。差押で9件、交付要求で4件、滞納額では413万7,000円を処分いたしました。これらのうち、換価または配当があったものは4件で、金額は54万2,000円となっております。

今後も滞納整理につきましては、税の公平性の確保の観点から、公正な取り組みを進めてまいりたいと考えていますが、納税意識の低下を招くことがないよう、できる限り滞納者との接触の機会を確保するよう努めてまいりたいと考えております。



次に、329ページの第3項運営協議会費でございます。

予算現額18万円に対しまして、決算額は7万5,000円で、執行率は41.7%であります。

国民健康保険運営協議会を2回開催し、国民健康保険事業の運営、特定健康診査の進捗状況などについて審議をいただきました。

次に、第4項趣旨普及費では、予算現額76万8,000円に対しまして、決算額は67万9,875円で、執行率は88.5%でございます。

被保険者証の更新にあわせまして、制度の解説やエイズについての正しい知識の啓発のためのリーフレットを配布し、それぞれの理解に努めました。

続いて、330ページから333ページの第2款保険給付費でございます。

款全体では、予算現額21億8,390万円に対しまして、決算額は20億7,375万8,638円で、執行率は95.0%でございます。

まず、330ページから331ページの第1項療養諸費でございます。

療養諸費の項全体では、予算現額19億5,334万2,000円に対しまして、決算額は18億5,173万846円で、執行率は94.8%でございます。

療養諸費は、本会計の過半を占める中核的な科目でございます。前年度と比較しますと、7,245万3,105円の減少となりましたが、平成22年度の決算額よりは9,753万4,376円多くなっているものでございます。

被保険者の年齢構造が高齢化しているとともに、医療技術の高度化や疾病構造の変化等により、保険給付の増加傾向は今後も続くものと考えているところでございます。

次に、332ページの第2項高額療養費でございます。

項全体では、予算現額2億1,306万9,000円に対しまして、決算額は2億1,230万4,012円で、執行率は99.6%でございます。

高額療養費につきましては、70歳以上の高齢者では、その自己負担限度額の基準が緩やかになることで、対象となる件数が増える一方、比較的少額の医療費であっても高額療養費の支給が発生することになります。1件当たりの平均額は、70歳未満の場合よりも少なくなる傾向を持っているものでございます。

高額療養費の支給状況の推移を見ますと、支給件数は年々増加しているところであり、この傾向は今後も続くものと考えているところでございます。

次に、333ページ、第3項移送費でございますが、給付事案はございませんでした。同じく333ページの第4項出産育児諸費でございます。

項全体での予算現額は1,636万9,000円に対しまして、決算額は870万3,780円で、執行率は53.2%でございます。

平成24年度の出産育児一時金の給付は21件でございます。

出産育児一時金は、妊産婦の経済的負担の軽減を図るために、1人の子どもにつき42万円が支給されるものです。

また、この支援にあわせて開始されました、出産育児一時金を保険者が直接医療機関等に支払うことにより、出産時の経済的負担を軽減させる「出産育児一時金直接支払制度」も継続をされているところでございます。

同じく333ページの第5項葬祭諸費でございます。

予算現額102万円に対しまして、決算額102万円で、執行率は100%でございます。

給付額は1件当たり2万円で、給付件数は51件でございます。

続きまして、334ページの第3款後期高齢者支援金等でございます。

款全体での予算現額3億8,017万1,000円に対しまして、決算額は3億8,015万7,026円で、執行率は99.9%でございます。

後期高齢者医療制度は、患者の負担を除き、国、県、市町村からの公費が約50%、現役世代からの支援金が約40%、高齢者本人の保険料が10%で医療給付費を賄うことになっております。

このため、現役世代からの支援金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に後期高齢者支援金を納付したものでございます。

続いて、335ページの第4款前期高齢者納付金等でございます。

款全体では、予算現額102万7,000円に対しまして、決算額は40万863円で、執行率は39.0%でございます。

65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による医療保険制度間の不均衡を是正するため、前期高齢者財政調整制度が平成20年度に創設されております。

この制度は、前期高齢者が多い医療保険者では費用負担が大きくなることから、この不均衡を是正するため、医療保険者間で前期高齢者納付金を負担し合い、前期高齢者が多い医療保険者に前期高齢者交付金として再配分されるものであります。このため、保険者として負担する費用を、社会保険診療報酬支払基金に前期高齢者納付金として納付いたしましたものでございます。

続きまして、336ページの第5款老人保健拠出金でございます。

款全体で、予算現額3万6,000円に対しまして、決算額は2万760円で、執行率は57.7%でございます。

老人保健拠出金は、老人保健制度の医療費に要する費用の財源とするために、各医療保険者が拠出するもので、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行したため、平成22年度の清算に係る拠出金を納付いたしましたものでございます。

続きまして、337ページの第6款介護納付金でございます。

予算現額1億5,138万1,000円に対しまして、決算額は1億5,138万826円で、執行率は99.9%でございます。

介護納付金は、介護保険制度の給付費に要する費用で、各医療保険者が介護保険の第2号被保険者の人数に応じた額を社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。このため、保険者として負担する費用といたしまして、その同支払基金に介護納付金を納付いたしました。

続きまして、338ページの第7款共同事業拠出金でございます。

款全体での予算現額は3億3,725万4,000円に対しまして、決算額は3億3,103万992円で、執行率は98.2%でございます。

高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、奈良県国民健康保険団体連合会を事業主体といたしまして、県内の市町村が拠出金を出し合って財源とする高額医療費共同事業、また、保険財政共同安定化事業などが実施されておりました。このため、これら事業に対して拠出金を支出いたしましたものでございます。

続いて、339ページから340ページの第8款保健事業費でございます。

款全体では、予算現額2,926万1,000円に対しまして、決算額は2,012万8,119円で、執行率は68.8%でございます。

まず、339ページの第1項特定健康診査等事業費では、予算現額2,505万7,000円に対しまして、決算額は1,672万1,224円で、執行率は66.7%でございます。

法令によりまして、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防とその予備群の減少を目的とした健康診査、保健指導が医療保険者に義務づけられております。

このため、高血圧・脳卒中などの生活習慣病を早期に発見するとともに、日常生活習慣を見直し生活習慣病を予防するために特定健康診査を実施いたしました。

平成24年度からは、個別健診に加え、集団健診、年3回でございますが、集団健診

を実施し、受診率向上に努めたところでございます。

次に、340ページの第2項の保健事業費では、項全体で予算現額420万4,000円に対しまして、決算額は340万6,895円で、執行率は81.0%でございます。

健康に対する認識や医療給付についての理解を深めてもらうため、医療費通知を送付するとともに、被保険者の健康の保持、増進と疾病の早期発見のため、103名に対しまして人間ドック健診受診費用の助成を行ったところでございます。

続いて、同じページの第9款公債費でございますが、一時借入金の借入れはございませんでした。

続いて、341ページから342ページの第10款諸支出金でございます。

款全体では、予算現額4,076万3,000円に対しまして、決算額は3,924万353円で、執行率は96.3%でございます。

まず、341ページの第1項償還金及び還付加算金では、項全体では予算現額4,047万1,000円に対しまして、決算額は3,895万3,354円で、執行率は96.3%ございました。

所得の修正や重複納付などによって過誤納付となった国民健康保険税の還付と国庫補助金や療養給付費交付金について、前年度で超過交付となっていたものを精算還付いたしましたものでございます。

次に、342ページの第2項療養費等指定公費立替金では、予算現額29万2,000円に対しまして、決算額は28万6,999円で、執行率は98.3%でございます。

70歳から74歳までの高齢受給者に療養費を支給する場合、自己負担を1割に据え置くため、国が負担している1割相当額の指定公費負担医療費分を保険者が一旦立て替えて支給するものです。

その後、国民健康保険団体連合会を通じまして国に立替分を請求して、指定公費負担医療立替交付金が交付される仕組みとなっております。

このため、療養費等指定公費立替金として、奈良県国民健康保険団体連合会に支払いをしたものでございます。

同じページの第11款予備費でございますが、平成24年度の充用はございませんでした。

最後に第12款前年度繰上充用金でございますが、予算現額4億6,278万3,000円に対しまして、決算額は4億6,278万2,150円で、執行率は99.9%

でございます。

平成23年度会計におきまして4億6,278万2,150円の歳入不足が生じたことから、平成24年度会計で繰上充用の予算補正を措置したものでございます。

続きまして、歳入決算の状況について説明いたしたいと思っております。

321ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表といたしまして、平成24年度の歳入決算の内訳を記載をいたしておりますが、この決算額につきましては、千円単位で表記しておりますが、説明は円単位で行いたいと思っております。

まず、1行目でございます。第1款国民健康保険税は、決算額が6億7,243万461円でございます。

国民健康保険税につきましては、歳出で説明をいたしましたので割愛をさせていただきますと思っております。

次に2行目、第2款国庫支出金は、決算額が6億9,267万1,969円でございます。

国庫負担金として、療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、老人保健医療費拠出金負担金を受け入れ、また、国庫補助金としまして、財政調整交付金を受け入れたものでございます。

次に3行目、第3款療養給付費等交付金でございます。

決算額は8,158万8,507円でございます。

退職被保険者等の保険給付費、老人保健拠出金の財源といたしまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

次に4行目、第4款前期高齢者交付金は、決算額は8億9,927万4,637円でございます。

65歳から74歳までの前期高齢者が多い医療保険者では費用負担が大きくなることから、この不均衡を是正するため、医療保険者間で前期高齢者納付金を負担し合い、前期高齢者が多い医療保険者にこの交付金として、社会保険診療報酬支払基金から再配分を受けるものでございます。

次に5行目、第5款県支出金は、決算額が1億7,323万9,145円でございます。

県負担金といたしまして高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を、また県補助金といたしまして財政調整交付金を受け入れたものでございます。

次に6行目、第6款共同事業交付金は、決算額が3億2,447万426円でございます。

高額医療費の発生による影響を緩和するために交付される高額医療費共同事業医療費交付金、また、県内市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るために交付されます保険財政共同安定化事業交付金を受け入れたものでございます。

次に7行目の第7款財産収入では、決算額が12円でございます。国民健康保険財政調整基金の預金利子で、同額を同基金に積立てをしております。

次に8行目、第8款繰入金は、決算額1億9,449万9,484円でございます。

国民健康保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費及び療養給付費に係る町負担などの法定の繰入金のほか、制度上におきます介護分の赤字を補填するための財源を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に9行目、第9款繰越金でございますが、平成23年度会計におきましても、実質収支が赤字となったことから、決算余剰金は発生をしております。

次に10行目、第10款諸収入は、決算額が1,208万71円でございます。

国民健康保険税の納付に伴う延滞金のほか、第三者行為により発生した保険給付に係る損害賠償金、不正・不当な医療に係る返納金、70歳以上の負担凍結に伴います療養費等指定公費返還金が主なものとなっております。

平成24年度の国民健康保険事業の財政状況は、療養諸費が前年度よりも減少したことに伴い、単年度収支では黒字になったとはいえ、決して保険給付が減少傾向に転じたわけではなく、依然として厳しい状況が続いているものと考えているところでございます。

このことから、引き続き医療費の適正化や保険税収入の確保に努めるとともに、国民健康保険を取り巻く環境の変化に注目しながら、円滑な保険運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、認定第4号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明といたします。何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案どおり認定いただきますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 まず、国保の統一化のことなんですけども、この間、いろいろ動きがある中で、だんだんと市町村に対してもその方針の説明なんかが行われてきていると思うんで

すけども、会議にも出ていただいていると思いますので、その状況についてお尋ねしておきたいと思います。

○嶋田委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 国保の広域化につきましては、国のほうで平成29年度を目途に国民健康保険の保険者を各市町村から都道府県に移行することが、この国民会議の最終報告を受け、また8月21日のその工程また手順を定めましたプログラム法案の骨子の内容でうたわれております。

そして、奈良県におきましても、これまで平成27年度を目途に広域化に向けた環境整備について、ワーキンググループを設けまして保険料の標準化に向けた取り組み等につきまして協議をしてまいりました。

また、国民健康保険の運営主体につきましては、昨年度のワーキンググループでの協議では、現行法の枠内で可能な対応として、市町村及び県が組織する広域連合、今でいう現行の後期高齢者医療制度の広域連合に準じる形というので運営主体を、それを運営主体とし、市町村と共同で運営するということがおおむね確認をされ、今年度はこの運営主体につきましては、広域連合と市町村の役割分担、またその広域連合設置におけます人員体制、また人件費、電算システム等の運営経費の負担等を協議する予定を行ってございましたけれども、先ほど申しましたように、国のほうで平成29年度に運営主体を都道府県に移行するという中で、なぜ奈良県では平成27年度に広域連合というものを立ち上げるかという議論になりまして、それはおかしいのではないか、2年後に県単位にしなければならないのに電算システム等多額の経費がそれでは無駄になるのではないかといった意見が続出したしまして、奈良県におきましても国の計画に沿って進むべきではないかといった意見が多く出されております。

そして、次回のこのワーキンググループでは、こうした国の動きに基づきまして、その標準保険料等につきまして協議をしていくことになっております。

以上でございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 これまで進めようとしてきた形とは違う方向で国のほうが動いてきているということで、その動向については、しっかりと見ていかないといけないなというふうに思うんですけども、この県による運営、一本化されたときに、保険料がなかなかこちらのほうで設定できないという形になってくると思うんですけども、それぞれの市町村によって上がるところと下がる場所とかいろいろあるというふうに思いますが、斑鳩町のケ

ースで、今示されているような状況ではどんなふうになるのでしょうか。

○嶋田委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 標準保険料の協議の中では、まず確認されたことといたしますのは、まず保険料を3方式で持っていくと。所得割、平等割、均等割。そして今課税している資産割はなくしていくという方向で、それで応能応益を50対50でもっていくということは確認をしております。

ただ、今現状の平成24年度の奈良県の市町村の保険料の1人当たりの調定を見ますと、2.いくつかの開きがございます。吉野の山間とかの村と比べますと。そうした場合、この標準保険料を用いますと、そうした今低いところは当然ぼんと大きくはね上がりますので、そうした場合、激変緩和措置をどうするのか。今、後期高齢者医療が用いております不均一保険料、そうしたものを国民健康保険税でも用いるのかということとは協議をしております。

また、昨年シミュレーションいたしました斑鳩町の場合、その標準保険料を用いますと、1人当たり四千いくらか今の現状より高くなりますけども、それを激変緩和措置を用いまして、その上昇率に関係してそれを用いますと、千いくらかの上昇におさめられるというシミュレーションをいたしておりますけれども、これからの医療費の動向によってはこういったシミュレーションはまだまだ変わってくるものと考えております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 あと、一本化されたときに保険料もかわってきますけども、斑鳩町が持っている累積赤字については、どんな形になるのでしょうか。

○嶋田委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 今、斑鳩町では累積赤字が4億5千万、まあ精算も含めると多分4億9千万近くになると思いますけども、今度その県単位で統一化されるまでには、まだこの赤字が当然毎年ふえていくものと思われまので、その場合、県の統一化になった場合、県はその赤字、市町村における赤字分は当然面倒は見てくれませんので、それは市町村単位で賄いなさいよということになっておりますので、当然一般会計から補填してもらいなり、何らかの方法でその赤字というのは対処していかなければならないと考えております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今そういう状況で協議がされているということで、これにつきましては、まだ不確定な部分もありますが、動向についてそれぞれ確認ができた段階で、またいろいろ



ろと情報をいただきたいと思います。

そうしましたら、325ページのほうの、その差押えの関係なんですけども、23年度から24年度にかけて差押えの件数もふえているんですが、実態としてはどういうものを差し押さえているのかということと、いくら勧告してもコンタクトがとれないという方に対しては、その後も結局コンタクトをとれないまま終わってしまっているのか。その状況についてお尋ねしたいと思います。

○嶋田委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 滞納世帯の中には、悪質なものもあれば、経済的に本当に苦しくて払えないという世帯も当然ございます。そうした実態を十分に把握し見きわめることが大切だと考えておりまして、被保険者と接触する機会をより多く確保いたしまして、一括またあるいは納期内に納付が困難な場合は、その実態に即した納付計画を作成するとともに、病気等でやむを得ない場合につきましては、生活状況等の資料の提出を求めるなどを行っております。

そして、どうしてもそういう悪質な場合につきましては、そういう法に基づいて、執行停止も視野に入れた滞納処分を行っております。

それで、平成24年度におきます滞納処分の実施状況ということでございますけども、ここで24年度では差押えで9件、そして交付要求で4件、合計13件の滞納処分を実施しておりますけれども、その差押えの内訳では、不動産が2件、そして預金で1件、生命保険で4件、給与で1件、その他1件となっております。このうち換価できたものが、生命保険の4件の54万2,000円となっております。

当然、年に何回かそういう滞納者につきましては、役場へ来て相談を受けてくださいという案内も出してありますし、この1月から3月におきましては、平日役場に来られない人につきましては夜間納税相談、また1月から3月の日曜日、休日納税相談を行いまして、そういった相談の窓口を開いております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません。もう一つ聞いてました、その後コンタクトをとれているのかどうかですね。

○嶋田委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 どうしても再三自宅とかお伺いもしまして、また来庁依頼のそういう文書を投簡いたしても連絡がとれない場合につきましては、そういう所得の状況等を実態調査をかけまして、そういう法に基づいて差押えのほうへ進んでいきますけども、

それでもなかなか納められないものにつきましては、当然、執行停止、財産がない場合は執行停止を視野に入れて、3年間様子を見て、それでももう払わない場合は不納欠損という形で処理をしております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 せやからこの合計13件、ほとんど連絡がとれないということで理解しておいていいんですかね。

○嶋田委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 滞納があった場合、当然即ち差押えという、には持っていきませんので。当然すぐにしませんので、まずこの前段階で、当然差押えの予告通知等を持っていきますので、その間に何らかのアクションが向こうから持ってきます。それでも当然、そういう向こうから何の返答もない場合は、そういった次の段階に進んで差押えに持っていくということでございます。

それで、ここに載せています合計13件につきましては、全員にコンタクトはとれております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 それでも差押えに至っているということで、全くとれない、わからない状況の中で行っているわけではないということでは理解をしておきます。

そうしましたら、328ページのところなんですけども、この短期保険証の交付状況がありますけども、この間、18歳以下の子どもがいるご家庭に対しては、こうした短期保険証が発行される中で、窓口でとめ置いている状況をなくしていくということで対応してきていただいておりますけども、その状況について再度確認をさせていただきたいと思います。

○嶋田委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 平成24年度の当初の窓口でのとめ置き件数は137件ございました。そのうち18歳未満の子どもがいる世帯は16世帯で、18歳の子どもが32人ございましたけれども、全員に正規証を発行をしております。

そして、平成25年度、今年度ですけども、窓口でのとめ置き件数は105件、そして18歳未満の子どもがいる世帯は19世帯で39人の18歳未満の子どもがおられますけども、全員に正規証を渡しております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 この間、国からのいろいろそうした通達もありましたけども、町のほうとし

ても、意識を持ってそういう形で行っていただいているというふうに確認できて安心はしています。ただ、それ以外の部分でも、なかなか再三町のほうからも連絡はしているけど、やはり窓口にとめ置いている状況というのもあると思いますので、引き続き町のほうもコンタクトをとれるような、相談体制も充実していただけてますけども、なかなかお越しいただけないようなところは電話とか訪問なんかも利用して、コンタクトをとっていただけるようによろしく願いしておきます。

それと333ページのほうなんですけども、出産育児一時金のところで、午前中にも他の委員さん、別のところで質問されてはいましたけども、出産の人数ですね、国保の中の出産人数がこうして件数、これも見てみますと、多いときは年間40人ぐらい出産されていましたが、それがだんだん減ってきているということで、町のほうとしては、出産育児一時金の制度自体は、国の補助金がなくなってもずっと続けてもらってますし、本人が立て替えなくても、もう町のほうから払うという形で、制度は改良されてきてますけども、なかなかその出産の人数がふえないなという状況について、要因なんか考えられることですね、担当課ではどんなふうに分析されていますか。

○嶋田委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 昨年度の斑鳩町の出生人数が232人ということで、前年度より22人の減少ということで、そしてこの中で国保加入者の出生者数が23年度では28人から昨年度は21人で7人減少しているということで、単純に言えば国保加入者の若い世代の方の出産が少なかったということしかちょっと今のところ把握はできておりません。国保の年齢別の加入者につきましてもちょっと申しあげますと、斑鳩町の24年度末の国保の加入者の年齢構成を申しあげますと、零歳から10歳台が全体の9%、そして20歳台が全体の6.2%、30歳台が全体の9%、40歳台が全体の9.2%、50歳台が全体の10.1%、60歳台が全体の34.8%、70歳台が全体の21.7%となっております。斑鳩町の国保加入者の平均年齢が大体53歳となっております。

ちなみに、協会健保では平均年齢が36歳、そして健保組合では33.8歳、共済では33.4歳となっております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 定年退職された方が国保に加入するという状況がふえてきているというのは、この間もずっと報告いただけてますけど、若年層の占める割合というのは年が経過するごとに増減というのはどうなっているのでしょうか。

○嶋田委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 国保加入者の若年者の占める割合というのは、毎年そう大きくは変わっておりません。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 若年層が、例えばごっそり減っているということであれば、出産数が減っていることについても、よその健康保険組合のほうに移って出産されている可能性もあるかなど、ちょっと思いましたけど、なかなかそういう分析も難しいのかなというふうに思いますが、やっぱり生んでもらうというのは難しいですけども、今、町のほうでも子育て支援の政策には力を入れていただいていますし、合計特殊出生率自体は改善はしてきてますので、あとはまあやっぱりどうその数をふやしていくかという、そういうところについてはまた改めて研究のほうしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしておきます。

以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

認定第7号

平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成25年9月2日提出

斑鳩町長 小城利重

失礼して、座らせていただきます。

それでは、平成24年度歳入歳出決算書の40ページをお開きいただきたいと思います。

す。

平成24年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が18億6,639万3,046円、歳出総額が18億3,047万6,592円となり、歳入歳出差引額は3,591万6,454円の歳入超過となっております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部からおのおの款ごとに説明を申しあげたいと思います。

初めに、主要な施策の成果報告書356ページから360ページの、第1款総務費でございます。

款全体では、予算現額5,172万1,000円に対しまして、決算額は4,767万9,999円で、執行率は92.2%でございました。

まず、356ページ、第1項総務管理費でございます。

予算現額は2,814万2,000円に対しまして、決算額は2,747万1,958円で、執行率は97.6%でございます。

この科目は、介護保険にかかわる職員の人件費のほか、電算ソフト使用料や国民健康保険団体連合会への負担金などが主なものでございます。

次に、357ページから358ページまでの第2項徴収費でございます。

予算現額は144万5,000円、これに対しまして決算額は137万8,355円で、執行率は95.4%でございます。

この科目は、介護保険料の賦課徴収事務に係る経常的な経費の支出がその主なものでございます。

平成24年度の介護保険料は、平成24年度から平成26年度までを計画期間とした第5期介護保険事業計画で見込んでいる給付額に基づき、年間基準額5万8,700円をもって賦課を行ったものでございます。

357ページの表でございます。

まず、現年度分の保険料でございます。

現年度分の調定額でございますが、まず特別徴収は3億9,808万6,690円、普通徴収が4,362万3,240円で行いました。また、滞納繰越分の保険料につきましては、調定額は普通徴収で819万6,540円で行いました。

現年度分と滞納繰越分を合わせた調定額の合計は4億4,990万6,470円で行いました。

収納状況についてでございます。現年度分の特別徴収は100%の収納率ではあるも

の、普通徴収につきましては、還付未済を除けば、納付額が3,945万4,050円であり、収納率は90.4%、還付未済を除いた現年度分の収納率が、普通徴収で対前年度5.3ポイント上昇したこととなったことから、全体では、対前年度0.3ポイント上昇し、99.1%となったところでございます。

次に、359ページの第3項介護認定審査会費でございます。

予算現額2,051万9,000円に対しまして、決算額は1,730万3,571円で、執行率は84.3%でございます。

介護認定審査会を設置しています王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金や認定調査、主治医意見書の作成に係る経費が主なものでございます。

同じページの第4項趣旨普及費では、予算現額150万円に対しまして、決算額は146万6,115円で、執行率は97.7%でございます。

この科目は、介護保険制度を周知するため、保険料額の決定の際に配布する啓発パンフレットなどを作成した経費でございます。

次に、360ページの第5項介護保険運営協議会費でございます。予算現額8万円に対しまして、決算額は6万円で、執行率は75%でございます。

この科目は、介護保険運営協議会の開催に係る経費を支出したものでございます。

次に、同じページ、第6項の地域包括支援センター運営協議会費では、予算現額3万5,000円でありましたが、執行はございませんでした。

この科目は、地域包括支援センター運営協議会の委員の報償費でございますが、同委員は全て介護保険運営協議会の委員でもあり、平成24年度に開催しました2回の協議会は、いずれも介護保険運営協議会と同日に開催したものであったため、執行がなかったものでございます。

続きまして、361ページから364ページの第2款介護給付費でございます。

款全体では、予算現額17億7,593万円に対しまして、決算額は17億2,144万5,996円で、執行率は96.9%でございます。

介護給付費は、要介護認定または要支援認定を受けた被保険者が、介護サービスや介護予防サービスを受けたときに、その費用の9割に当たる保険給付を支出する科目であり、介護保険事業特別会計の歳出予算の大半を占める科目でございます。

第5期事業計画の初年度である平成24年度の介護給付費総額の事業計画上の執行割合は約95%ございました。

まず、361ページの介護サービス等諸費では、予算現額15億9,522万1,0

00円に対しまして、決算額は15億4,560万8,912円で、執行率は96.9%でございます。

この科目は、要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、ケアプラン作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付でございます。

このうち最も給付額が大きいのは、居宅サービスに係る経費であり、次いで施設サービスとなっているところでございます。

362ページの第2項介護予防サービス等諸費では、予算現額は7,519万8,000円に対しまして、決算額は7,497万460円で、執行率は99.7%でございます。

この科目は、要支援認定を受けた被保険者の居宅サービス、ケアプランの作成、福祉用具の購入、住宅改修等に係る給付でございます。

次に、第3項その他諸費では、予算現額249万9,000円に対しまして、決算額は249万8,745円で、執行率は99.9%でございます。

この科目は、保険給付に係る審査支払手数料であり、国民健康保険団体連合会に支出したものでございます。

次に、363ページの第4項高額サービス等費では、予算現額3,370万2,000円に対しまして、決算額は3,369万6,073円で、執行率は99.9%でございます。

自己負担額が一定額を超えた場合などにその超過額を給付する高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を支出したものでございます。

次に、同じページの第5項高額医療合算サービス等費でございます。予算現額711万円に対しまして、決算額は247万5,716円で、執行率は34.8%でございます。

この科目は、介護保険の限度額と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の限度額をそれぞれ適用した後、年間の自己負担額を合算して、その額が所得に応じた負担限度額を超えた場合、その超過額のうち、介護保険に係る負担割合を支出したものでございます。

次に、364ページの第6項特定入所者介護サービス等費では、予算現額6,220万円に対しまして、決算額は6,219万6,090円で、執行率は99.9%でございます。

低所得の要介護認定者等が、施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費

や居住費に係る自己負担額が一定額を超えた場合に、その超過額を保険から給付するものがございます。

続いて、365ページの第3款基金積立金でございます。

予算現額2,058万5,000円に対しまして、決算額は2,050万9,793円で、執行率は99.6%でございます。

平成23年度の決算における給付関係の実質的な黒字収支分及び介護保険者が所管する介護保険給付費準備基金の運用益等を積み立てたものでございます。

さらに平成24年度では、奈良県介護保険財政安定化基金の取崩しに伴う交付金1,583万9,817円についても積立てを行ったところでございます。平成24年度末現在高は4,791万9,449円でございます。

続いて、366ページから374ページの第4款地域支援事業費でございます。

款全体では、予算現額4,215万1,000円に対しまして、決算額は3,060万6,153円で、執行率は72.6%でございます。

まず、366ページから370ページの第1項介護予防事業費では、項全体の予算現額822万3,000円に対しまして、決算額は695万5,286円で、執行率は84.6%でございます。

この介護予防事業費は、一次予防事業費と二次予防事業費により構成されております。

366ページからの一次予防事業は、原則として二次予防事業対象以外の高齢者を対象といたしまして、主に運動指導士等による転倒防止・運動器の機能低下予防に関する教室の開催等を行ったものでございます。

また、368ページからの二次予防事業は、将来要介護状態となるリスクの高い虚弱な高齢者に対しまして、運動指導や栄養の相談、口腔機能に関する教室等を行うことにより、転倒防止や生活機能の向上を図ったものでございます。

なお、370ページの健康づくり高齢者の把握では、二次予防事業対象者の把握のため、生活機能に関するチェックリストについて、平成23年度は要介護・要支援認定者を除く高齢者全員を対象としていましたが、平成24年度では、要介護・要支援認定者を除く65歳到達者と、これまで未回収となっている高齢者を対象に実施いたしました。

また、地域包括支援センターにおいて、チェックリストをもとに事業参加の可能性や意向を確認し、それぞれに応じたサービスの提供を実施したところでございます。

次に、371ページから374ページの第2項包括的支援事業・任意事業費では、項全体で予算現額3,392万8,000円に対しまして、決算額は2,365万867



円で、執行率は69.7%でございました。

包括的支援事業・任意事業費は、包括的支援事業費と任意事業費により構成されております。

まず、371ページの包括的支援事業費でございますが、斑鳩町地域包括支援センターの運営に係る経費で、その事業運営を斑鳩町社会福祉協議会に委託いたしました。

斑鳩町地域包括支援センターには、センター長ほか、社会福祉士、看護師、主任ケアマネジャーを配置しておりまして、高齢者の相談や二次予防事業対象高齢者を把握するとともに、介護予防サービスを希望される方に介護予防プランを作成し、運動器の機能向上、栄養改善等、地域支援事業等の各種サービスの利用の勧奨に努めたところでございます。

次に、372ページからの任意事業費でございます。

まず、家族介護教室の実施では、高齢者を介護している家族に対して知識や技術を習得してもらうため、家族介護教室を開催したものでございます。また、家族介護用品の支給として、常時失禁状態にある高齢者を介護されている一定の所得の範囲内の方を対象に、紙おむつや寝巻き、パジャマ、おむつカバー等の介護用品を支給し、家族介護を支援したものでございます。

さらに、373ページでございますが、徘徊高齢者家族支援サービスの提供として、認知症の高齢者が徘徊した場合に早期に発見できるシステムの使用料を助成し、家族の介護における負担の軽減に努めたところでございます。

また、374ページでございますが、身体等の理由により調理が困難な方や栄養バランス面で問題のある方に対しまして、居宅を訪問して昼食を配食しながら高齢者の安否確認を行う配食サービスの提供、あるいはひとり暮らしの高齢者が万一の緊急事態に救急や支援を求めることができるよう緊急通報装置の設置を行ったところでございます。

続きまして、375ページの第5款諸支出金でございます。

款全体の予算現額1,077万2,000円に対しまして、決算額は1,023万4,651円で、執行率は95.0%でございます。

平成23年度以前の第1号被保険者の保険料の還付金及び国・県の支出金や支払基金交付金の超過交付の返還金でございます。

続いて、同ページの第6款予備費でございます。

予算現額100万円でしたが、24年度の充用はございませんでした。

続きまして、歳入の決算の状況について説明をいたします。

354ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表といたしまして、本特別会計の歳入決算の内訳を記載しております。

国保特会と同様に、この決算額は千円単位で表記しておりますが、円単位で説明を申しあげたいと思います。

まず1行目、第1款保険料でございます。

決算額は4億3,976万6,470円でございます。

保険料の状況につきましては、歳出で説明いたしましたので割愛をさせていただきたいと思います。

次に2行目、第2款使用料及び手数料です。

決算額は4,400円でございます。保険料に係る督促手数料でございます。

次に3行目、第3款国庫支出金は、決算額が3億6,290万8,819円でございます。

国庫負担金として介護給付費負担金を、また、国庫補助金として調整交付金及び地域支援事業交付金を受け入れたものでございます。

次に4行目、第4款支払基金交付金は、決算額が4億9,911万6,000円でございます。

支払基金交付金として、介護給付費交付金と地域支援事業交付金を受け入れたものでございます。

次に5行目、第5款県支出金は、決算額が2億6,152万655円でございます。

県負担金として介護給付費負担金を、また、県補助金として地域支援事業交付金を受け入れたものでございます。

次に6行目、第6款財政安定化基金事業交付金は、決算額が1,583万9,817円でございます。

介護保険料の未納や給付費の見込誤りによる保険者の財政不足に対応するために設置されました奈良県介護保険財政安定化基金について、平成24年度に限り、基金を取り崩して保険料の上昇緩和に充てることのできる特例が定められたことに伴いまして、奈良県介護保険料抑制市町村特例交付金を受け入れたものでございます。

なお、当該交付金につきましては、その全額を介護保険給付費準備基金に積立てをいたしました。

次に7行目、第7款財産収入では、決算額が7万2,832円でございます。介護保険給付費準備基金の利子でございます。

次に8行目、第8款寄附金であります。平成24年度では、寄附金の受け入れはございませんでした。

次に9行目、第9款繰入金は、決算額が2億7,147万1,986円でございます。一般会計からの繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、職員給与費繰入金及び事務費の繰入金でございます。

また、基金繰入金は、介護保険給付費準備基金から受け入れたものでございます。

次に10行目、第10款繰越金は、決算額が1,536万7,249円でございます。本特別会計の平成23年度の決算におきまして、歳入決算額が歳出決算額を上回ったことから、その差引額を平成24年度に繰り越したものでございます。

最後に11行目、第11款諸収入は、決算額が32万4,818円でございます。

諸収入の主なものは、奈良県国民健康保険団体連合会の平成23年度決算剰余金に係る返還金を受け入れたものでございます。

平成24年度の介護保険の給付量は、事業計画の範囲内で収まりましたものの、増加傾向がとどまったというわけではございません。あと2年間の給付量には十分留意しなければならないことは当然でございますが、要支援者の給付が変更となるかもしれない介護保険改革の動向にも十分注意しながら、今後も安定した保険運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明といたします。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおり認定いただきますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 366ページのところでございますけれども、監査委員さんの意見書でも指摘がありましたけれども、地域密着型介護サービス給付費と施設介護サービス給付費が見込みを下回ったというふうに、よるもんだということで。この、ページが違いますんで。

一般被保険者療養給付費の上半期においての見込みを、せやから上半期が予算の見込みを上回るペースで給付されていたので、その修正をかけたら、下半期で見込みを下回ったと。

すみません。決算審査意見書の3ページのところの下に書いてある部分ですけども、下から5行目のところですね。地域密着型介護サービス給付費と施設介護サービス給付費が見込みを下回ったということで不用額が出てきてますけどもということで指摘があ

と思うんですけども、何で不用額が出ているのかなという点について、お尋ねしたい  
と思います。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 予算等におきます見積りにつきましては、これ過去の実績であったり、  
今後の見通しをもとに積算をさせていただいているところでありまして、実際の実  
績額がその見込み額を下回ったということで、不用額等が出ているものでございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 先ほど部長、説明の中で、給付費全体については伸びているということで説  
明はいただいておりますけれども、この事業に関して、そしたら実績として今までより減って  
いるということではないんですか。

○嶋田委員長 いけますか。答えられますか。休憩しましょうか。

暫時休憩いたします。

( 午後 2時06分 休憩 )

( 午後 2時08分 再開 )

○嶋田委員長 再開いたします。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 361ページに介護サービス等諸費で、介護サービスの状況という  
のがございます。この中では、平成23年度に比べますと、上から3行目で、地域密着  
型介護サービス給付費がございまして、若干ですけれども、23年度よりは上昇してい  
る状況でございます。また、上から5行目ですけれども、給付額は、これが施設サー  
ビスですけれども、23年度から24年度にかけては上昇しているということで、基本的  
には私、説明の中では、介護給付費は増加傾向にあると申させていただきました。

監査委員さんの意見書の中では、サービス費が見込みを下回っているというふう  
に書いてはいただいておりますが、これは予算に関しては下回ったということにはな  
りませんが、給付そのものは上昇傾向にあるという認識を持っているところでござ  
います。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、特定の原因があって、なんか事業全体の給付量が下がっている  
ということではないということで理解をしておきます。

それとですね、368ページのところで、栄養の改善ということで上げていただい  
ておりますけれども、これがどこに書いてあったか忘れまして、これまで栄養士を雇  
って栄養改善の指導をするというふうに見込んでいた部分が、栄養士を雇うまでもなく対

応できるということで、これ確か不用額か何か出ていたと思うんですね。ただ、この関係でもう24年度で回数と人数についてはふえてきているという中で、今後の対応としてはどういうふうを考えておられるのか、そういう点についてお尋ねしておきたいと思います。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 今回、栄養の改善のところで前年度と比べまして83万9,547円、事業費のほうが増加しております。こちらにつきましては、平成23年度について、保健センターに栄養士を配置して常に栄養相談できる体制をとっておったところなんですけども、より効率的に相談に応じるというところで、24年度からは対象者を選定して栄養改善教室という形に切り替えをさせていただいたものでございます。

なお、個別の相談につきましては、保健センターとも連携する中で、センターで毎月行われている栄養相談、こちらのほうを紹介するとして、その対応をさせていただいたところがございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういうふうに連携をとっていただけて対応していただいているということで、今後もそういう形で対応していただくということで理解しておきたいと思います。

それともう1点ですね、371ページなんですけども、地域包括支援センターの運営のところで、これ委託料が減になっているんですけども、この減の理由についてお尋ねをしたいと思います。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 こちらの委託料のほうがおよそ180万減となっております。こちらにつきましては、一般会計のほうの障害福祉のリフト付バスの運行、こちらのほうでもご説明のほうをさせていただいておるんですけども、社会福祉協議会の全体の予算の中で、職員の人件費とその経費を割り振りされておられまして、その関係で今回、対前年に比べてマイナスになったというところがございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、事業自体が減になっているとか、その地域包括支援センターの体制が弱くなっているということではないというふうに理解しておいていいですかね。

○嶋田委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 そのとおりでございます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第8号

平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成25年9月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成24年度歳入歳出決算書の46ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が3億1,488万7,813円、歳出総額が3億1,483万7,513円となり、歳入歳出差引額は5万300円の歳入超過となっております。

なお、出納整理期間中に収納のありました保険料等につきましては、平成25年度会計に繰り越しした上、奈良県後期高齢者医療広域連合に納付することとなっております。

それでは、決算の状況について、歳出の部から款ごとにご説明申しあげたいと思います。

初めに、主要な施策の成果報告書379ページから381ページの第1款総務費でございます。

款全体では、予算現額450万4,000円に対しまして、決算額407万3,228円で、執行率は90.4%でございます。

まず、379ページの第1項総務管理費では、予算現額136万7,000円に対しまして、決算額は112万8,111円で、執行率は82.5%でございます。

後期高齢者医療の資格管理事務の執行に係る経費などを支出いたしているところでございます。

平成24年度末現在における被保険者は3,363人、総人口に占める割合は11.8%でございます。

次に、380ページから381ページの第2項徴収費では、予算現額313万7,000円に対しまして、決算額は294万5,117円で、執行率は93.9%となっています。

被保険者に対しまして、奈良県後期高齢者医療広域連合長の名前で保険料額決定通知書を、また、斑鳩町長名で保険料納付通知書を交付するとともに、保険料の収納管理を行っております。

平成24年度の保険料の状況についてでございますが、現年度分の調定額は2億5,467万7,700円、収納額は2億5,372万2,900円で、収納率は99.6%と前年度より0.1%の増となっております。

また、滞納繰越分では、調定額が257万900円、収入額115万8,200円で、収納率は45.1%でございました。

続いて、382ページの第2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

予算現額3億2,568万8,000円に対しまして、決算額は3億978万5,185円で、執行率は95.1%でございます。

広域連合事務費負担金、また、町が徴収いたしました保険料及び保険基盤安定負担金を奈良県後期高齢者医療広域連合に納付いたしました。

続いて、383ページの第3款諸支出金でございます。

予算現額174万2,000円に対しまして、決算額は97万9,100円で、執行率は56.2%でございます。

軽減の認定や死亡などによりまして納め過ぎとなった保険料の還付となっております。

同じページの第4款予備費でございますが、24年度は充用がございませんでした。

続きまして、歳入の決算の状況について説明をいたしたいと思っております。

377ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表といたしまして、本特別会計の歳入決算の内訳を記載しております。

これも先ほどと同様に、決算額は千円単位で表記しておりますが、円単位でご説明申しあげたいと思っております。

まず1行目、第1款後期高齢者医療保険料でございますが、決算額が2億5,488

万1,100円でございます。

保険料につきましては、歳出で説明いたしましたので、割愛させていただきたいと思っております。

次に2行目、第2款使用料及び手数料は、決算額が1万4,550円でございます。

これは、督促手数料でございます。

次に3行目、第3款寄附金でございますが、平成24年度は寄附がございませんでした。

次に4行目、第4款繰入金は、決算額が5,850万9,163円でございます。

後期高齢者医療制度の運営に必要な町及び広域連合の事務経費を一般会計から繰り入れるとともに、保険料の所得に応じた均等割軽減分及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うために必要となる県及び町負担金分を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に5行目、第5款繰越金は、決算額が123万4,100円でございます。

平成23年度会計における出納整理期間中に収納のあった後期高齢者医療保険料等の繰り越しでございます。

最後に6行目、第6款諸収入は、決算額が24万8,900円でございます。

後期高齢者医療保険料の納付に伴う延滞金のほか、保険料の償還に伴う広域連合からの還付金が主なものでございます。

老人医療制度から後期高齢者医療制度に移行して5年が経過いたしまして、制度は定着してまいったものと思っております。高齢者が安心して医療が受けられるよう、今後も親切丁寧な対応に心がけてまいりたいと考えております。

以上で、認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りまして、原案どおり認定いただきますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 後期高齢者医療制度については、2年ごとに保険料の見直しが行われまして、この24年度についても、保険料の値上げが行われていますが、1人当たりになりますと、5,752円、8.96%の値上げとなりましたが、その全体の金額、値上げによる影響というのは、このどこの部分を見るとわかるのでしょうか。

○嶋田委員長 寺田国保医療課長。



○寺田国保医療課長 今、委員が申されましたように、後期高齢者医療の保険料につきましては、均等割と所得割の二本立てで、2年ごとに見直しをされることになっております。

平成24年度では、所得割が8.1%、そして均等割が4万4,200円となりまして、前年度の23年度と比較しますと、所得割で0.4%、そして均等割で3,400円の増となっております。そして、施策の成果の380ページの真ん中の表の保険料の状況（現年度分）というのを見ていただければと思っております。

平成24年度の調定額で、合計で2億5,467万7,700円。そして平成23年度の保険料の調定が2億3,241万7,300円となっております。調定で約2,226万円の増。そして次の収入済額を見ていただきますと、平成24年度が2億5,372万2,900円、そして23年度が2億3,131万3,900円で、収入済額で約2,240万9,000円の増となっていることがわかると思います。

前年度と比較して、被保険者の人数も約126人ふえておりますので、一概に単純に率とかが上がってこれだけふえたということが言えないかもわかりませんが、そういう状況でございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。また、あれですね、いろいろ含めた金額でその増になっているけども、そのうちでまた含まれているということで、また確認したいと思えます。

もう1点ですね、わかる範囲で教えていただければと思うんですけども、もともと民主党政権のときには、後期高齢者医療制度を廃止をするという方向でいっていたと思うんですけども、これも政権がまたかわって、今、自民政権に戻ったということで、今後の見通しというのが非常に本当にどうなっていくのかよくわからない状況だと思えます。

市町村もその制度が変わるごとに振り回されて、非常に職員さんも大変な思いをされてきてますし、住民の皆さんもなかなか制度についての理解もできないままきていると思いますが、この後期高齢者医療制度についての今後の見通しなんかがわかれば、わかる範囲でお答えいただければと思えます。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 今現在、自民、公明、民主3党が税の改革等の関係やっています。民主党はそういうことで再開するとか脱会するとか言ってますけども、今、その、まさにそういうことをやっている中で、この関係等については、自民党の時分にできたんですから、

それを民主党さんが廃止するとおっしゃったけども、それはなかなか一遍つくったものはなかなか廃止できません。ただ、税の関係等について、国がどういう形でしていくのか、今もこの国民健康保険もずっとこれ過去からこういう議論はあるんです。あっても全く改革できないんです。改革できないというのは、結局市町村の中でも赤字の多いところとやっぱり黒字のところもあるんです。

その状況をどうするかという問題で、県に委託したらええとかいろいろなことを言いますが、保険料そのものは絶対に県とか国は賄ってくれません。あのときでも一緒です。合併をしたら、もう借金している財政は皆返さんでもええというような関係をして絶対それは返してもらわないかと。これはもう当然のことですから。やっぱりそういうことの中でどうあるべきかということ、今、税の体系です、これからまた消費税の問題がございいますから、消費税がそういうその社会福祉に回していくということであれば、そういうことについても、これからそういう議論が進んでいくのではないかとございますので、まだ今、様子を、きょうの新聞でもある程度厚生労働省が示したやつが出てましたけども、これからこういう形でやると。今も70歳から75歳は1割を2割にしていこうということも出てますように、いろいろ変わってくると思います。まあせやけど、後期高齢者そのものについては、基本的にはこれは、この制度はこのまま続くと思います。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私のほうもこの後期高齢者医療制度については、制度ができた当初から、年齢によって医療を差別するという、そういう制度だと問題指摘もしてきましたし、それで2年ごとに改定される保険料も値上げですね。高齢者がふえてお医者さんにかかればかかるほど保険料がふえていくとんでもない制度だということ、問題だというふうに申しあげてきましたが、国のほうも今後そうした、本来であれば国民の健康を守るというのは、国の責任として行っていくべきだと思いますが、どんどんと国の負担については下がってきていますし、町長もおっしゃいましたけども、国保についたかって、もともと50%近くあった国の負担が今は20%台に下がってきているということで、どんどんやっぱり福祉については後退していってます。

町のほうについては、特にこの後期高齢者医療制度なんかについていうのは、事務をやっているという状況ではありますが、やはり住民の皆さんにとって保険料が引き上がっていくという点については、看過できない問題だというふうに思っていることを申しあげておきたいと思います。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 ないようですので、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもって、住民生活部所管に係る決算審査を終わります。

14時50分まで休憩いたします。

( 午後 2時27分 休憩 )

( 午後 2時50分 再開 )

○嶋田委員長 再開いたします。

それでは、都市建設部、上下水道部所管に係る決算審査に入ります。

まず初めに、第2款総務費について説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第2款総務費のうち、都市建設部が所管いたします事業につきましてご説明をいたします。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

平成24年度歳入歳出決算書の78ページから79ページで、主要な施策の成果報告書の107ページから108ページでございます。

それでは、決算書の78ページ、施策の成果の報告書の103ページをご覧くださいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費であります。

予算現額1億6,383万円に対しまして、決算額1億4,739万8,822円で、執行率は89.9%となっております。

友好都市交流の推進でございます。友好都市でございます長野県飯島町、大阪府太子町、兵庫県太子町を初め、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を締結いたしました神奈川県小田原市、そして正岡子規ゆかりの地であります愛媛県松山市と物産交流を図り、地域産業の活性化と観光客の誘致を図りました。

次に、第8目交通安全対策費であります。

主要な施策の成果報告書の107ページをお願いします。

予算額841万円、決算額814万9,598円で、執行率は96.9%となっております。

交通安全に対する意識の高揚を図り、交通安全対策の推進を目的に、財団法人奈良県

交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会などの交通安全活動団体の協力を得て、交通安全週間や各種イベントにおける啓発・普及活動を初め、幼児・児童に対して交通安全教室の開催を行ってまいりました。また、それらの交通安全活動に積極的に取り組んでおられます交通安全活動団体に対しまして支援を行ってまいりました。

また、道路反射鏡及び各種路面表示や標識などの交通安全施設の整備及び補修を行い、交通事故の未然防止に努めてきたところでございます。

今後も、交通安全活動団体及び住民の皆様方の協力をいただきながら、交通安全の啓発や施設整備に取り組んでまいります。

以上で、第2款総務費のうち、都市建設部が所管いたします事項の決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

伴委員。

○伴委員 108ページの下の方の交通安全施設の整備ですねんけど、23年度でしたら500万切ったぐらいで、今回737万ですか。これ、金額上がっているのは、どの辺がえらい力を入れてくれはりましてんやろ。

○嶋田委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 特に力を入れたということはないんですが、反射鏡とか、そういうもとのその修繕箇所がかなりふえてきておりますので、全体的に上がってきたと、維持費のほうが上がってきたという状態になります。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

小林委員。

○小林委員 私も交通安全施設の整備についてなんです。108ページの同じところなんですけれども、町として、警察関係なく町としてできる範囲は住民さんの安全確保には努めていただいているんですけれども、改めて、古い昔の斑鳩町の生活実態にあわせて今の規制がされている。それで今私たちが生活している新しい世代、新しい住民さんが来られて交通というか、ルートが変わってくる。また、生活環境も変わってくる中で、新しい交通規制をしたいなと思って、今の生きている人らが安全に生活できるように新しい交通ルールにしたいなと思っても、どうしても昔の規制、昔にひかれた横断歩道なり、そういう規制に、規制が優先されて、今生きている私たちが何か遠慮しながら交通規制をかけていくという状態なんですけれども、そうやってきたら同じ規制、同じただの白線とかを引くよりは、今先進地で行われている新しい、新しいというか、その言い

方ちょっと変にすると、奇抜な人目につきやすい白線整備とか、その横断歩道の注意喚起とかというのが今行われているんですけども、そういうことも斑鳩町内で検討しているのかなど。今までどおりの白の白線に昔ながらの注意喚起の文字ばかりをこれからも続けるのかな。どういうふうを考えておられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいなどというふうに思います。

○嶋田委員長 川端課長。

○川端建設課長 交通規制関係の表示等につきましては、警察等の許可等が要りますねんけど、道路管理者でできる範囲での新しいやり方、一応、今年度にちょっと計画しておりますのは、交差点部分、事故等が多い部分の交差点部分に一応カラー化をちょっと考えているところです。それによって他の市町村で行った結果がかなりいい結果が出てますので、斑鳩町も試験的にといいますか、そういう試しにということで、ことし交差点のほうで一応服部と法隆寺線の服部道の交差点をカラー化を現在考えているところです。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 なかなか、県の公安のほうはなかなか規制というのは、行政の中で規制というのはなかなか動きづらい、なかなかすぐには対応できない部分かなと思います。

そういう中で、町として、いつもすぐにできる限りの対応をしていただいていますので、感謝申し上げます。引き続き、住民さんが安全に斑鳩町内で生活できるように、引き続きまた研究していただくように、要望だけさせていただきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 私も、この交通安全施設の整備ということで、その内容を見させてもらっていて、白線整備というのがかなりあるということですね。私自身はこの白線整備というのは、いろんな規制があって、なかなか引かれないのかなとも思っていました。

それと、そこなんですがね、保健センターというんですか、保健センターでもないんか。役場を出てすぐに、以前の稲田事務所の前、あそこ舗装する前は、あのカーブがものすごく危険やから真ん中に何か白線を引いて、小回りして事故の起こらないようなことが表示がしてあったと思うんです。

何かのあれで舗装復旧した後、もう何も引いてないと思うんやけどね、ああいう場所がたくさんあるんですよ。もう自分のことを言うて申しわけないけど、錦ヶ丘帰るまでは、はっきり言うてカーブセッティングがきちっとできてないような道がほとんどです。小回りされたら当たってくるようなところがたくさんあるし。そういう白線は、

あれは町が、町道やから引いているんですね。これで見たらね。

勝手に引かれないのかなと思ったりしてたから何も言わなかったんやけど、こうして引けるのやったらね、その場所、自分の勘違いではないと。昔というか舗装をやり直す前は確かあったと思います。だけどそれを今はもうつけてないんですね。そういうようなことはなぜそういうことを、もう要らないと考えられたのかね。どういうあれで復旧しているのか、基準でやってあるのかということで教えてもらいたいなど。

○嶋田委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 多分それは路側線とか、そういう線が以前引いてあったのかなとは思いますがねんけど、舗装をやり直すときには、そのもとの形のままで再現してもらっているのが、それは下水工事であれどこの工事であれ、そういう形をしてもらっているんですけど、一応、その場所等もう一回状況を確認させてもらって、白線処理なり、そういう形ができるかどうか、ちょっと確認して、できるものは実施していきたいと思います。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 ないようですので、これをもって第2款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、第5款農林水産業費について説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第5款農林水産業費について説明させていただきます。座らせていただきます。

農林水産業費ですが、決算書の108ページから113ページ、主要な施策の成果の報告書の209ページから223ページでございます。

農林水産業費全体といたしましては、予算現額1億5,671万1,147円に対しまして、決算額1億2,329万9,484円で、執行率は78.6%となっております。

なお、次年度へ192万円を繰越ししております。繰越しの内訳といたしまして、平成24年度の国の補正予算として、震災対策農業水利施設整備事業が予算計上され、平成25年3月議会において増額補正を行いましたものでございます。翌年度に実施することとして、事業に要する経費を繰越しいたしました。

また、第1項農業費では、予算現額1億5,636万5,147円に対しまして、決算額1億2,298万6,166円で、執行率は78.6%となっております。

それでは、主要な施策の成果報告書の209ページをお願いいたします。

第1目農業委員会費であります。

予算現額765万5,000円に対しまして、決算額740万5,688円で、執行率は96.7%となっております。

毎月農業委員会を開催し、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められました規定に基づき、農地転用や農地の権利移動などの案件を審議し、処理を行ってまいりました。

そのほか、遊休農地の解消対策でございますが、昨年に引き続き、耕作放棄地の状況を一筆ごとに把握するという耕作放棄地全体調査を実施し、この調査をもとに、地域ごとの解消計画を策定をいたしました。

次に210ページ、第2目農業総務費でございます。

予算現額2,926万1,000円に対しまして、決算額2,860万7,294円で、執行率は97.7%となっております。主に農林関係に従事する職員の人件費でございます。

次に211ページ。第3目農業振興費でございます。

予算現額275万1,000円に対しまして、決算額246万1,776円で、執行率は89.4%となっております。

斑鳩町の農業を取り巻く環境は、遊休農地の増加、農家の高齢化、担い手不足など、厳しい状況が続いています。しかしながら、農地は作物の生産の場だけではなく、洪水調整機能や景観などの環境面など、多様な機能を持っています。

これらの機能を十分に発揮するには、農業を活性化させていくことがますます重要な施策になると考えているところでございまして、今後とも農業の活性化を図る施策の展開をしてまいります。

このような状況の中、農業経営の改善を目指し、農家・農協・行政の連携による相互扶助体制など、効率的・安定的な農業経営の確立に努めました。また、斑鳩町内で活動している農業関係団体に対し支援を行いました。

次に、農業を初めとする町内産業の従事者と住民との交流の場を提供することにより、町内産業への理解と認識を深めていただくため、斑鳩町産業まつり2012が12月8日から2日間実施されました。

次に213ページ、第4目土地改良事業費でございます。

予算現額1億302万7,147円に対しまして、決算額7,742万7,721円

で、執行率は75.1%となっています。

農業生産の近代化、流通等の合理化を図り、あわせて農村環境の改善を図る上で必要な農道・用排水路・機械揚水整備工事を高安地区及び三井地区、服部地区で実施いたしました。その他、農業経営を合理化し、農業振興を促進するため、水利組合等の団体が実施する水路・ため池等の農業用施設の新設・改良・維持修繕に関する整備に対し支援を行いました。

次に、216ページ、第5目生産調整推進対策費でございます。

予算現額436万2,000円に対しまして、決算額366万573円で、執行率は83.9%となっています。

引き続き戸別所得補償制度が継続され、農家の方々へは生産調整の達成に向けた協力依頼を行いながら、町単独助成も行いました。

次に218ページ、第6目有害鳥獣駆除対策事業費でございます。

予算現額53万2,000円に対しまして、決算額43万3,980円で、執行率は81.5%となっています。

農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するため、地元猟友会に委託し、カラスやドバトなど181羽を駆除いたしました。

また、近年農作物被害が拡大していますイノシシにつきましては、わなによる捕獲に努めており、平成24年度については4頭のイノシシを捕獲いたしました。

次に、219ページ、第7目地域農政推進対策事業費でございます。

予算現額733万8,000円に対しまして、決算額173万6,508円で、執行率は23.6%となっております。

農業者の高齢化・担い手不足が深刻化する中、地域の集落ごとの特徴をいかした農業振興を図るため、地域の農業者の代表であります農家組合長を対象に、奈良県農協の協力により先進地の視察研修を実施いたしました。

また、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するため、青年の新規就農者を大幅に増加させる必要がございます。

こういったことから、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、国の新規事業であります新規就農総合支援事業を活用し、当町においても1名の新規就農者に対し年間150万円の給付金を支出いたしました。

次に、220ページ、第8目遊休農地解消総合対策事業費でございます。

予算現額84万9,000円に対しまして、決算額75万7,046円で、執行率は



89.2%となっています。

農地の保全を図る上で遊休農地解消は緊急の課題となっていることから、農業委員会において遊休農地解消に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、解消に向けた取り組みを実施いたしました。

プロジェクトチームでは、農家の高齢化・担い手不足が深刻化する中、担い手対策として、地域で担う営農組織の法人化に向けた取り組みといたしまして、視察研修や研修会等、さまざまな形の法人形態を勉強しながら、斑鳩町全体を担える法人組織の設立に向けて検討を行ってまいりました。

また、そば・菜の花・ジャガイモ・黒米栽培を実証展示圃で行いながら、農や食への理解を深めていただくため、そば・ジャガイモ栽培において栽培サポーターを募集し、サポーターの方々と一緒に栽培を行いました。

次に221ページ、第9目農地・水・環境保全向上対策活動支援事業費でございます。予算現額59万円に対しまして、決算額49万5,220円で、執行率は83.9%となっています。

農業者の高齢化等により、今まで農業者だけで守ってきた農地や農業用水路・農道などの地域資源の保全管理が困難になってきています。

こうしたことから、今までの農業者に加え、自治会等の非農家の方の参画を得て新たな活動組織を立ち上げ、一丸となって施設の保全活動を行っていくという事業でございます。

この事業は、平成24年度からの5か年の事業といたしまして、稲葉車瀬地区の活動組織が、この共同活動に取り組みられました。

また、環境に優しい農業に取り組む環境保全型農業として、化学肥料を慣行から5割以上低減し、化学合成農薬については慣行より3割以上低減する取り組みを稲葉車瀬地区の梨部会で実施されました。

次に222ページ、第2項林業費でございます。決算書の112ページでございます。予算現額34万6,000円に対しまして、決算額31万3,318円で、執行率は90.5%となっています。

主要な成果報告書の222ページでございます。

第1目林業振興費でございます。予算現額2万4,000円に対しまして、決算額1万5,000円で、執行率は62.5%となっています。

林業振興につきまして、各種林業関係協会等への負担金を支出いたしました。

次に、223ページ、第2目地域で育む里山づくり事業費でございます。

予算現額32万2,000円に対しまして、決算額29万8,318円で、執行率は92.6%となっています。

平成18年度から奈良県が森林環境税を徴収しておりまして、この森林環境税を活用した事業として、荒廃した里山林の整備を森林所有者の協力を得て、ボランティア団体により実施をしていただき、里山の機能回復を図ってまいりました。

また、整備後の里山におきまして、植物の観察会やシイタケの菌打ちなどのイベントを実施され、里山の利活用に努められたところでございます。

以上が、第5款農林水産業費の決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の219ページのところの地域農政の推進なんですけども、ここで新規就農総合支援事業ということで、新規就農者に対する支援というのと、あと、経営体の育成交付金という二つの事業やっておられるかと思うんですけども、これも不用額のほうで、新規就農、まあ若者を農業者として育成していこうという事業については不採択となったというふうに載っているのと、経営体育成交付金のほうについても、未執行になっているということで、その状況についてお尋ねしたいと思います。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 今、2点のご質問がございました。まず、新規就農総合支援事業についてということでございます。まずその事業については、平成24年度からの国の新規事業でありまして、45歳未満で前年度所得が250万円未満の独立した農業を行う青年に対して就農直後に収入が安定しない5年間を年間150万円補助するものでございます。

この事業につきましては、最初の予算要求の際、24年度予算要求の際、町内の農家組合へ対して当該事業の周知を行いました。その中で2名の新規就農者の方の問い合わせにより2名分の150万円掛ける2人ということで300万円の予算計上いたしましたが、事業実施年度において当初の要件等確認する中で1名の申し出になったということで、1名が採択されております。

そして、もう1点でございますが、経営育成交付金の未執行でございます。これも国の新規事業でありまして、認定農業者、斑鳩町に17名おられます認定農業者の担

い手が農業用機械を融資を活用して購入する際、30%の補助を受けることができるという補助事業であります。

この事業についても、平成24年度の際、農家組合を通じて周知を行って、2件分の要望がございました。その中で予算計上いたしました。そしてこの事業については、市町村をまとめて1地区として、全国要望の市町村の中で、成果目標というのがございます。その成果目標の目標値に応じた成果ポイントの高い市町村から国の予算の範囲内で事業が採択されるという事業でございます。

斑鳩については2名の農家の方から要望いただき、国へ対して要望を行いましたが、国からの事業については非配分ということになって、この事業は未執行となった状況でございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 1点目のほうについては、2人予定していたけども、1人は要件に合わなかったということですね。やっぱりこれから農業の担い手をどうつくっていくのかということで、非常に農家の皆さんも、また町のほうも苦勞されている中で、私自身もどうしていくべきなのかなというふうに思っていますが、こうした国の制度を活用して新規営農者をつくっていくという取り組みについては非常に評価できるものだと思いますので、もう1人の方については要件が合わないということで残念ではありましたが、引き続き、こうした国の施策等も活用していただいて、新しく担い手をつくっていくという取り組みに力を入れていただきたいと思います。

それともう1点、機械購入に対する交付金の関係で、国のほうに採択されなかったということですが、その成果目標に対してポイントですね、いろいろな基準があるのかなと思いますけども、その不採択となった要因といいますかね、その点について、どうすれば採択されるのかということでは、担当課のほうではどんなふうに検討されておられるんでしょう。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 先ほど申しましたように、これは成果ポイントというのが、目標ポイントがあります。その中で、そのポイントというのは、例えば農業の6次産業化で1点とか、農業経営面積の拡大したら1点とか、法人化したら1点とか、そしてあとは環境に配慮したら1点とかいうふうないろいろな項目がございます。

この中で、今、斑鳩町が昨年申請した分は、3点という中で、この今の申しあげましたいろいろなこの目標がもっといろいろなところに拡大していったら、町にも配分があ

るということでございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 申請自体は町を一つのエリアとして、2人の方、申請があって、町として応募したけど採択されなかったということで、でも実際に採択されるためのこの成果ポイントを実際に実績を上げようと思ったら、実際に農業されている方に頑張ってもらえないといけないということですね。そこはその方に対してどういうアドバイスをするとか、指導という言い方がいいのかどうか分かりませんが、こうすれば採択されるんじゃないですかというような相談なんかというのはどういう形でされているんでしょうか。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 この2名の方に対して、この採択要件というのを十分説明しております。その中で、全国あちこちからこういう要望が当然出てきております。各市町村から全てが。その中でうちヒアリングをしながら、今回3点で、これだけの機械を購入するんやということの中で、もうちょっと今度、これやと恐らく今までの例から言うたら去年から始まっている事業の中で、多分無理かなという話もしております。

そしたら今度はその農業者の方は、その事業をされるに際して、もっと今までのそのいろいろなポイントを加算していったら、当然点数が上がるということ。そしてもう一つは町単位で国が決めますから、1人が頑張っても1人があまりポイントがなかったら、もうはねられます。そういうふうな制度ですので、町全体でこれに取り組まなければならない事業だと思います。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、国の予算がありますから、それを振り分けていくということで、せやから応募はしたけど、これもともと採択される見込みはなかったということなんですかね。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 このヒアリングした中では全然わかりません。ただ、この点数が当然高ければ当然国からの配分があります。それが例えば10項目かあって、それが7点であったら、そっちの市にいきます。うちが今、ことし3点ということだったので、どうやろうなど。全然よその状況もわかりませんでした。今回、こういうような結果が出た中では、来年、この事業も続くと思いますが、そういう点では、またそういうふうなヒアリングの中でご指導というかお話ししていきたいと思っています。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今3点ということで、斑鳩町の応募された方の実績のポイントですね。これは町のほうとしてつかんでおられるという中で応募していただいていると思うんです。あとはやっぱり国のほうともいろいろ聞いて、採択されるにはやっぱりどうしていったらいいのかという点についても、せっかくこうして事業を活用しようという中で、だから同じポイントの市町村がいろいろ並んでいて、それで振り落とされるということもあるでしょうけども、やはり斑鳩町としても農業を支援していくためにどうすれば採択されていくのかという点について、やっぱり国のほうとよく相談していただくことが大事かなというふうに思いますので、ちょっとあまりつつこんだ施策のところまで私もわかりませんが、ぜひ、活用できる制度についてはとっていけるように、また研究していただきたいというふうに思います。

あと、この機械の購入に対するこの助成制度ですけども、以前、農家をされている方で、団体じゃないとこういう補助金の交付は受けられないみたいな話を、相談をちょっと受けたことがあるんですけども、この制度については、個人でも助成を受けるということが可能な制度なんですかね。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 可能でございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。そうしましたら、広くこの制度がありますということも、これまでに応募を求める時点で周知していただいていると思いますけども、やっぱりそういうふうに知らない方というのもいらっしゃいますので、また広く再度周知のほうもお願いをしておきたいと思います。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 今の質疑と答弁のやりとりを聞いていて、何かものすごくだるさというか、それを感じているんでね。というのは、この、今、先ほどから地域農政の推進ということで、その内容ですよね。内容は青年の就農意欲の喚起です、呼び起こすという。これは誰がするんやということですね、多分ね。それで、就農後の定着を図るためには国の補助事業である新規就農総合支援事業を活用し、これは補助金が出てくるからそれを使ってください。この前半についてはやっぱり斑鳩町の間が斑鳩町、そうして喚起していかなければいけないんだという。今やりとりを聞いていたら、補助金をするためには

一定の基準がある、ポイントがある、成果ポイントですね。それが3点だからそれ採用にいかなかったと。

だけど、せっかくその意欲がある人をどのようにしたらその制度にのっとって、就農をしていけるようにするのかということが私は狙いだと思います。

だからそれらについては、やはりもっとこう、受け身的なポイントになるかならないかでこれはしょうがないんやというような、そういうやりとりでは、私は何のための国の補助事業を活用していくということにはならないと思います。

だから、そこらをしっかりと認識してもらって、ぜひとも、このことは遊休農地の解消にもつながっていくんじゃないかなと私は思っておりますし、最近テレビでもいろいろそういうことも特集というのをやっていますので、いろいろなことでの力を貸したってあげてほしいし、貸すのがやっぱり行政やと私は思います。

そのことをちょっと言うとして、その前のページの218ページ、これは毎回この決算のときとか予算のときにはあるんだと思いますが、ちょっと感じが変わってきているなということで、有害鳥獣の駆除ということで、もうずっとこういうことがありますねんけどね。それで、今回まず1点、この農作物の被害というのは、最近イノシシがちょっと名前を上げてきだしたあれですけどね、イノシシがものすごい批判がある。それと今までからね、イタチですね。イタチ、小動物です。だから、それが私らが合い間合い間にしている、楽しんでいる畑、住宅地の中にあるそういう畑を荒らして回っているという実態があるんです。そういうことも聞いておられるのかなと。そういうのをお聞きしたいのと、それと、これは猟友会ですかね、市街地では駆除しにくい状態ですておられるのかなと、という中でやっておられるんだと思いますねんけど、今、私らが一番被害で鳥とかで遭うのは、ここに書いてある、まあゼロしか駆除できてないというムクドリ、ヒヨドリ。この被害というのも一番多いんですのでね。だけど、これは猟友会の人には、こういう駆除、まして市街地での駆除は困難というか無理だと思いますねんけど、何かいい方法を考えてもらわれないかなと、そういう2点、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 今、小野委員のご質問ですけども、猟友会のことについても努力はするものの、一定の効果はあるというものの、やっぱり一番難しい問題はイタチとか鳥とか、鳥でもこの間奈良市はあの木にですね、ムクドリがとまっているということで木を切ってしまうというような議会でやったら、必ず斑鳩へ来てますよ。そのことの対策というの

は、自分ところはよかったけども、その鳥が斑鳩へ来るということは、やっぱりそれは農作物が荒らされるわけです。その辺がまた猟友会にお願いして、一定の関係はしますものの、そう簡単にはいかないと思います。

そういうことでやっぱり繰り返しこういうことは、必ず県議会でもイノシシがおこったらイノシシの費用に対する金がないということになってきますけども、やっぱりそういうことについてやっぱりこれ一番これから問題、今、宮崎県の日向市でサルの関係等については、議会の一般質問の中でやっているという状況。それが1日朝から8時に集合したかて捕獲できないという状況でございますから、やっぱりそういうような対策を講じる中で、これからどうあるべきかということで、これ、県も国もそういう関係については、どうしたらこれなくなるのか。必ず斑鳩で減ったらまたどこかでまたふえていくというような感じになりますから、そういうことをやっぱりこれから県との連携をしていかなかったらいけないと思いますので、これはまた考えていきたいと思います。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 なかなか難しいから、皆さんで自衛をやっていかなければいけないのかなと思いますねんけどね。行政がそこまでやっていけるのはちょっと限度もあると思います。

だけど、もう収穫時期のほん手前になったら、ぱさっといかれているというのは、ものすごくやさしいけどもう呆れてますねんけど、何とかそういうものが段々だんだんふえてきてます。

けさですかね、アライグマ、きのうやったかな、アライグマの被害ということで何かまたテレビもやってたと思いますねんけど、なかなか難しい問題だと思いますねんけど。

それと、220ページに、先ほどちょっと触れましたけど、遊休農地の再生活動の実践スタートということで300万円。これももう全国的に遊休農地とそれから新規就農者という関係、それから農作物のどういうものということで、いろいろなスタイルで特集をやっておられますし、そばとか菜の花、黒米とか、それからジャガイモ栽培の実証試験ということですが、まだそういう実証試験をされているというような段階かなと思いますが、もうあえて実践するためには、若い人らにこういう斑鳩の里で農業しませんかと、またそれを遊休地を提供してもらえる農地所有者の方にも協力してもらわなければいけないんですが、やはり斑鳩の里という名前と、都市部に近いところであるということもPRしながら、町外からそういう青年といいますか、新規就農を目指している人たちの獲得にも力を出してほしいなと思っているんですが、そういう、ネットとかでいろいろと紹介するとか、そういう予定はないんですか。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 今のご質問でございますが、やはり今の農業の中で一番皆さんが心配しておられる担い手不足で、その中で担い手がおらなかったら遊休地が発生すると。遊休地が発生したらまたいろいろな環境面で悪くなるということの中で、農業委員会もそれをずっと取り組んでおります。

その中で、農地の集積化とか流動化ということで、平成22年に、農業の経営規模が5反から2反に下げて縮小しております。その中でまた農業もやりやすい。そうすると、もう一つが農業経営基盤強化推進法という法律の中で、簡単に農地の貸し借りができる利用権の設定でございます。それは、今まで小作権とか存する中で、なかなか相手に貸さなかったけども、これを利用権が設定されたら、自動的に期限ということで、そういう心配はなくなってきたということがございます。

そういうこともいろいろ取り組んだ中で、今、農業委員会が取り組んでいるいろいろなそばとか黒米とか菜の花とかいう事業を実証展示圃というところで取り組んでおりますが、この事業も今年度、昨年度から法人化という中で、農業振興会がございます。

それが農業振興会が昨年一新されました。今まで補助金も2年間出しておられなかったですが、昨年からまた補助金を出して、そしてその中で農業振興会を軸として、例えば農事組合法人の設立とかいうのを、設立という方向で今、進んでおります。農業委員会等の農業振興会が。そういう法人化になれば、そういういろいろな貸し借りのシステムとか、またネットで出したり、そういう借り手貸し手のマッチングもできるというふうなことにただいま取り組んでいる状況でございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 農業の担い手が少ないと、町内では少ないという、そういうこともありますので、農業振興会を軸にした法人化というのも一つの方法なんですけど、まず人を集めなければいけないんじゃないかなと私は思っております。

だから、先ほど申しあげたように、斑鳩の里で農業をしませんかというようなキャッチフレーズでも考えながらやったらどうなんかなと。

いろんな新規就農者にとってみたら、もっと広い農地というのがあるところ、斑鳩の農地というたら、言うたら悪いですけど、補助事業も一部しかやってませんし、割と小さな農地という感覚なんです。私にしてみたら。だから、もっと広い農地を新規就農者は求めているような気がします。

だけど、山奥で、そんな流通にうまく載せていかれないようなところでというより、



やはりこういう市街地に近いところで、そういう農業をやってもらいたい、やってもらえませんかというような、そういう発想の転換というものが私は必要ではないかなと。

確かに、そしたらどういうものをそこにできるんやということに対しては、今ここで実証試験されているようなこともできますよというようなことで、それらのキャッチの中に入れられるという、そういうちょっと目先をかえて、この遊休農地の再生活動ということに。

そら法人化とかそういうものに対しては、もう定石というかな、そういうものじゃないのかなと私は思っています。

だから、斑鳩でのそういう形をやはり担当者はいろいろと、まあ、あまりとっぴな、そんなする必要はないけど、やはり実のある宣伝もしてもらいたいなど。そして、人が少しでも集まってもらおうというような形を取り入れてもらいたいなど、そのように思いますので、ぜひとも頑張ってもらいたいと思います。

結構です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 221ページの農地・水・保全管理、環境保全型農業の支援なんですが、この上の段で、確か前の年の決算では岡本地区が載っておって、5か年計画の最後やったというように私の印象はあるんですが、今年度、今度のこの新しい5か年計画の、岡本地区がなくなっている、このあたりについて、どうなっているんでしょうか。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 去年は、19年からの5か年事業でありまして、23年目の事業はいったん終わりました。そして、24年から27年まで5か年計画を今回また始めております。

その中で、今おっしゃったように、昨年までは稲葉と、上段ですね、上段の部分が稲葉と、岡本地区がこれについての事業をされておられました。

今回は、岡本地区がもう結構やと、申請でございますから。その中でなぜという中では、岡本地区は、共同活動がこれ主な事業でございます。その中で、農家と非農家という中での人たちが水路の土砂揚げとか、農道の補修とか、水路の補修とか、農地の保全とかいうふうなさまざまな活動、それを非農家と農家の方が一緒にされます。それに対してのこれ国・県・町の補助がされるというのでございますが、岡本地区にしては、今回は補助をもらわんでももう自分らでやっていくんやと。それともう一つはこの事業が

やはりいろいろな事務的に煩雑いうか、いろいろな申請があります。そんなんを考えた  
ら、もう自分らでやっていって、やっていけんねやということで岡本地区は外れたとい  
う状況でございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 それなら、この新しい5か年計画は、今までどおりと同じような形になってお  
るわけですか。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 まず、名前が変わりました。前は、農地・水・環境保全向上対策  
という事業名でしたが、今回からは、その環境が抜けて、農地・水保全管理事業という  
名前になりました。内容は一緒でございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 名前が変わっただけですね。

それなら、次の223ページですねんけど、地域で育む里山づくり、これ、整備面積  
がぐっところ広がってますねんけど、このあたりはどういうような状況ですか。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 この里山事業につきましては、平成18年度からの森林環境税を使  
った森林整備に関する事業補助でございます。この事業は、ボランティア団体により不  
用木の撤去などを行いながら、日の入らない放置された里山を日の入る健全な里山に整  
備するというものでございます。

この事業も、先ほどと同じように5か年事業でありまして、18年度から22年度に  
ついては、斑鳩の里自然クラブという団体により、白石畑から松尾山へ登る道の両脇を  
整備する線整備をしておりました。そして今回、平成23年度からは斑鳩の里自然クラ  
ブから自然と緑というNPO団体でございますが、その団体の方々が、松尾寺、その今  
線整備をした下の、松尾寺の下の森林において面整備を行っていただいているところで  
ございます。

そうして、第1期というのは18年度からの分が1ヘクタール整備を行いました。今  
度、第2期、23年度から27年度については、1.6ヘクタール、5年間で1.6ヘ  
クタールの整備を計画しておられます。

その中で、昨年、平成23年度では0.2ヘクタール、そして平成24年は0.6ヘ  
クタール、今年度、今3年目でございますが、もう0.6ヘクタールの整備を今して  
いただいております。

そうすると、3年間で1.4ヘクタールというふうになります。あと2年ある中で、もうこれ十分最初の計画の1.6ヘクタールをクリアできる中で、来年度に向けては、また地権者、また所有者の方と相談しながら、そこら広げていくというふうな計画を今持っております。

○嶋田委員長 ほか。

小野委員。

○小野委員 ちょっと先ほど質問するの忘れたんですが、この成果の213ページ、土地改良事業費で、不用額調書の中の15ページです。土地改良事業費の中で、公有財産購入費が234万2,000円ですか、不用ということになっている。

その理由として①ということだから、事業の実績減だから、それで農道整備工事において地元協議の結果、水路幅及び道路幅員が部分的に減少したため。当然、その公有財産として買う、それが減少したためにこれが不用額になったと。借りてないところまで買う必要ないけどね。けどね、この農道整備工事として、その逆に、その水路幅また道路幅員で農道整備工事という目的が達成されるのかなと。それらについてはその間だけ狭くなってしまっているんじゃないかなっていう心配をしているんですが、この状況というのはどういう状況、地元協議の結果なんですね。だから、地元はもうこの幅員でいいとなったというような表現になっているんやけど、その点はどうなんですか。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 この場所は高安の下川原線、斑鳩高校の北側の路線でございます。その中で、今、小野委員さんがおっしゃった中で、農道整備工事、道が狭くなってそんなにきんじゃないかということでございますが、もともと幹線がございます。そして今の、この今回のこの土地を買い上げた中では、枝で中で3メートル。4メートルが幹線があつて、3メートルの路線でございます。だから、地元にとっては別に不便というか、それでもいいということで、この土地の面積が減ったわけでございます。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 そしたら、地元でその農道整備してもらいたいということで要望が上がってきてこちらで採択したと。その時点では4メートルの農道をつけようということで予算を獲得していた。それで、地元としては、いやもう4メートルの道も要らないんやということで3メートルになったからということで、こういう形になったんだなということでよろしいんですね。部分的なものでなくて、その道は初めから、初めからというか、農道整備の中では3メートルでも十分だったと、そういうことだと思うんですがね。

だけど、擁壁とか工事費は変わらないんですよ。3メートルの道とか水路、いくらの水路とってあったか知りませんが、それを狭くするというので、公有面積、土地を買うだけです。これ何メートルのところを改良されたんかどうかわかりませんが、そのほかの経費が皆一緒なんです。

だけど、将来、あつということが起きてくるようなことも考えられるから、最低4メートルにしておきましょうというような、そういう話をね、やはり根強くやっていくべきだと思うんです。

以前でしたらね、その3メートルでもいいから広げてくれというようなことを話しても、いややっぱり4メートル以上なかったら道としてはどうのこうのというような話でね、なかなか受けてもらえなかったということもあるんです。

また4メートルの道でも、やはり今度車がもし行き来するようになったりしたら、やっぱり通りにくい。そこまでかけている費用というものは、皆一緒なんです。分筆費用にしても一緒やし、擁壁の工事費用でも、埋戻しの土がちょっとふえるぐらいのもので、積算したら、擁壁とか、構造物は同じ構造物要ります。

そんなことも含めてね、最初にそれは4メートルで予算を組んではるんやからね、進めていく中で、これは減ってきたということになるしね。

きちっとそれはもう、最初からもう3メートルでいいという話であったんやったらそれはしょうないけど。そしたら不用額が残らないからね。

だから、そこらの点をしっかりとやっぱり計画していかな、監査委員さんも予算計上のときにしっかりとあれしてくれと。不用額残したからオーケーというあれないんやし、また、こういう事象が起きてくるということは、その農道整備に関しての今後の効果に対してものすごくマイナスになってくる。それらのこともしっかりと考えてもらいたいと思うんですけど。どうなんですかね、その点については。

○嶋田委員長 この問題については、部長が答えたらどうですか。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 ただいま委員さんご指摘いただきましたように、事業を進めるに当たりまして、その事業の必要性等も地元の方々と十分にお話をさせていただいて、途中事情がかわっていくことがございましたら、やはりその当初の目的を達成するというところで、話はできるだけ、当初の目標達成できるように話を進めてまいりたいと思います。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 私も長年議員をやっていますし、いろんなことも携わっているからね、なかなか地元がそれ言うてるのを元へ戻してやろうというて説明するのは困難です。そしてその事業もうええがなということはないし、いや、私はそこまでしか協力できへんねんと。そしてらもうしょうないですねんけど、今部長が答弁してもらったように、できるだけ所期の目的に沿うように持っていってもらってやってほしいなど。同じような費用を使っていくんだったらね、やっぱり将来のためにも、今、やっぱり4メートルの道で、車が行き来するのはちょっと窮屈でしょ。当時は4メートルでもよかったから、それでいいという判断やけど、その時にかけてある費用が将来やっぱり有効に動くような事業展開をぜひとも粘り強くやっていって、してもらいたいということをお願いしておきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって第5款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

次に、第6款商工費について説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第6款商工費について説明をさせていただきます。

座らせていただきます。

商工費についてでございますが、決算書の112ページから117ページ、主要な施策の成果報告書の224ページから232ページでございます。

第6款商工費全体でございますけれども、予算現額1億68万9,000円に対しまして、決算額9,367万8,056円で、執行率は93%となっております。

なお、次年度へ200万円を繰越しをしております。

繰越しの内訳といたしましては、平成24年度の国の補正予算として防災・安全社会資本整備交付金が新たに予算計上されまして、観光会館の耐震診断事業について、25年3月議会におきまして増額補正をし、翌年度に繰り越して執行することとしたものでございます。

それでは、主要な施策の成果報告書の224ページ、第1目商工総務費でございます。

予算現額2,458万円に対しまして、決算額2,453万1,367円で、執行率は99.8%となっております。

主には商工事業や観光事業に従事する職員の人件費とシルバー人材センターへの助成でございます。

次に、226ページ、第2目商工業振興費でございます。

予算現額1,465万7,000円に対しまして、決算額1,288万6,455円で、執行率は87.9%となっています。

斑鳩町の中小企業を取り巻く経済状況は依然として厳しく、町内商工業者の経営の近代化、合理化及び安定化を促進し、中小企業者の発展等に役立てるため、県が行う融資制度を活用した資金融資に対する債務保証料に対しての助成を行ってまいりました。

このような状況の中、地域経済活性化のため、地域振興事業、創業、経営革新への支援事業に取り組んでいます商工会に対して、引き続き支援をしてまいりました。

次に227ページ、第3目観光費でございます。

予算現額1,342万8,000円に対しまして、決算額1,217万1,207円で、執行率は90.6%となっています。

平城遷都1300年祭の開催後、観光客が減少しており、さらには法隆寺を中心とした拠点型通過観光でございます当町の観光では、観光による経済効果が非常に少ない状況となっています。

このような状況の改善を目的に、地域特産品の販路拡大と、地域産業・地域観光の振興に資するため、「斑鳩市」を開催することにより観光力の向上に努めました。

また、案内業務、観光情報の発信や観光イベントを開催するとともに、観光客の誘致活動を行っています斑鳩町観光協会に対し補助を行ってまいりました。

また、歴史街道推進協議会などの観光振興団体とも協力しながら、斑鳩町の観光情報の発信を行い、観光客の誘致活動に努めてまいりました。

次に、229ページ、第4目観光会館費でございます。

予算現額236万1,000円に対しまして、決算額33万1,817円で、執行率は14%となっています。

現在では、主に地域住民の交流の場として活用されている状況であり、これらの方々が安全で快適に利用していただけるよう、適切な維持管理に努めています。

次に、230ページ、第5目歴史街道ネットワーク事業費でございます。

予算現額1,438万円に対しまして、決算額1,322万4,999円で、執行率は91.9%となっています。

町制65周年という節目の年に、斑鳩の里で歴史的に培われてきた太鼓台を町内外の多くの方々に知っていただき、歴史、町並みや風景を次世代にふるさととして伝えていくことを目的に、斑鳩の里ふるさと秋祭りを開催いたしました。

また、法隆寺を中心とした拠点型通過観光から散策・回遊型観光のまちなか観光への誘導を図るため、法隆寺かいわいにおけるまちあるき観光拠点づくりの推進を図りました。

次に、231ページ、第6目法隆寺iセンター管理費であります。

予算現額2,210万8,000円に対しまして、決算額2,136万4,213円で、執行率は96.6%となっています。

法隆寺iセンターは、歴史街道構想の拠点施設として位置づけられており、指定管理者である斑鳩町観光協会により管理運営されています。

次に232ページ、第7目観光自動車駐車場運営費であります。

予算現額917万5,000円に対しまして、決算額916万7,998円で、執行率は99.9%となっています。

観光自動車駐車場につきましても、斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営を行っています。指定管理者であります斑鳩町観光協会におきましては、観光シーズン等の駐車予想台数を的確に把握する中で、職員の配置などの調整をし運営に努めてまいりました。

以上が、第6款商工費の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の226ページ、直接このページでは書いてないんですけども、観光の面で、なら観光ビジネスカレッジ 斑鳩・信貴というのをこの間ずっと取り組んできていただいていると思うんです。

私も、最初のころぐらいしかちょっと参加はできてないんですけども、非常に今後の斑鳩の観光ビジネスの活性化と観光の活性化とあわせて、いろんな方に取り組んでいただこうと広げていただいている、本当にいい取り組みだなというふうには思っているんですが、その参加の状況と、これを通じて今後町としてどのようにこうした学んだことを生かして斑鳩の観光の展開をしていけるのかというふうに思っているのか。今後の見通しについてお尋ねをしておきたいと思います。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 ビジネスカレッジについての参加人数とかの問いでございますが、このビジネスカレッジは平成22年度から、まず、斑鳩町商工会主催により、なら観光

ビジネスカレッジ斑鳩、そして平成23年、24年度には生駒郡商工会広域協議会主催による、なら観光ビジネスカレッジ斑鳩・信貴を開催し、観光交流による地域活性化支援に実績のある観光カリスマや大手旅行代理店などを講師陣に迎え、地域振興を担う人材と事業所を育成するための講義、セミナーを執り行われました。

その中で、平成22年度では合計3回で延べ101名の参加者、そして平成23年度で合計8回で248人、そして平成24年で合計4回で99人の参加者がございました。

そして、あと、今後のこのビジネスカレッジについて、どういうふうに町としてしていくんやということですが、ことしもまたこの観光ビジネスカレッジが開催される予定です。補助金はとっておられます。その中で、今年度は、今まではセミナー形式でしたが、今年度は民泊を主に考えており、モニターツアーの開発とか実施へもつなげていきたいということ聞いております。そして、講義としては3回の予定をしておられます。

もう一つの中で、斑鳩町はどういうふうにこんなんを利用していくんやということでは、こういう今、100人から200人の、それで3年間でこういう方々、小売業者の方々とか、いろいろな方々が参加していただけてます。その中で、今までの知識を備えながら、今後いろいろな展開をしていくということを考えておられます。

そしてまた、町としても、歴史街道推進協議会とか、また、奈良県のビジターズビューアロとか、奈良インバール促進協議会などを通じて全国各地で観光キャンペーンを実施し、県内で開催されるイベントや観光資源を広く全国にPRするなど、地域交流化の促進を図っていこうと思っております。

以上でございます。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 24年度まではセミナーで学習が中心でしたけども、25年度からいよいよ実践をしていくということで、これまで斑鳩町を訪れる方はたくさんいらっしゃったけども、なかなか滞在していただけるような施設もないということで、町のほうとしては、なかなかホテルなんかは誘致できないよというもとの、民泊なんかを実施していくということで、民間の皆さんの活力も非常に活用して、まちづくりを、また観光の活性化を進めていくという点について、非常に期待できる施策かなと、取り組みかなというふうに思ってます。

こうした点につきまして、それぞれ開催はしていただいております。私も参加できない、個人のその、私自身の問題でもあるんですけども、また担当の常任委員会等で、



こうした取組みについても、ぜひその時々状況について、ぜひ報告いただいて、私どももやはりこういう取組みをされている状況についても把握しながら、斑鳩の観光施策をどのように進めていくのかという点についても検討していきたいなというふうに思いますので、その点もこういう取組みの支援とあわせてお願いしておきたいと思います。

そうしますと、その次の228ページ。これも斑鳩市の開催ということで、直接この斑鳩市のことだけではないんですけども、この間、いろいろ町長のほうでも友好都市の提携を結んでいただいて、いろいろイベントをやる際に、向こうのほうからもアンテナショップを出していただけてますし、斑鳩のほうからも出向いて行って、いろいろアンテナショップも出して斑鳩の特産品、また、パゴちゃんなんかも宣伝をしていただいているというふうに思うんですが、今、全国的には、やっぱりくまモンなんかが非常に有名になってきて、そうした観光の戦略をどう展開していくのかというところが非常に興味を集めてますし、そうした点で言いますと、斑鳩町として、いろいろこう友好都市提携なんかをしていただけてますけども、全国への観光を、斑鳩に来ていただけるような戦略についてはどう展開していこうと考えておられるのか。その観光戦略について、お尋ねしたいと思います。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 観光政策というのか、この関係等については、仮に松山にしたって、あるいは小田原にしたって、全部修学旅行は斑鳩の法隆寺に来ます。これは当然、松山市も力を入れてですね、松山あたりはそういう大阪で店を出したり、いろいろと施策をする。小田原にしたってやっぱりそういう展開をしています。

これからは、どうあるべきかということは、私はこれからの日本の国がこういう文化遺産登録とか関係ある中で、地震の関係とかいうたらやっぱり災害協定、そういうものが各市町村はそれを重視します。東北方面とか、あるいは九州方面とか、そういうことで災害協定を結んで行って、仮にそのときにはやっぱり手伝ってもらおうとか、あるいはそういう協定をする。地元は地元としてそういう地域の関係等については、この地域では郵便局もあれば、パンやさんもあれば、そういうところにやっぱり災害協定をしていく。あるいは市民生協とか、そういうところへも結んでいく。

あるいは平群町はかまどをつくった。ベンチかまどをつくったのは、これは市民生協です。市民生協の奥さんがああいう形でやられて、この間新聞等にはたくさん載ってましたけど、そういうものもやっぱり考えて、地域地域へ行ったところでどうあるべきかということを考えていかなかったら、うちの職員にもいつも申しあげるのは、仮に出張

して、その地域でこのものが斑鳩にいいのか悪いのか、あるいはまたそういうことは勉強しなかったら、それは立ちおくれていくと。もうどこの町も村も、何かを研究してるんです。もう今、新聞等でもよく出ます。池田のコウヤマ町というところは、オウテというその名前の方が、自分の出身したときにもその方が東京からそういういろいろなインターネットを使って、その若い学生がどんどんどん来るというような形もとおられますように、我々としても、この斑鳩の法隆寺を発信としてどうあるべきかということをも十分考えていかなかったら、今、その一つの大きな起爆剤は、三町を取り込んだまちあるき観光。これは私はやっぱりいつも申しあげますように、あの北畠治房のあいうものが残ってますから、そのものを今開放しようということでも今取り組んでおられますから、これは私は何も天誅組の関係等についても、伴林光平も明らかにその北畠治房のところへ安堵町からこう、来てますから、やっぱりそのところの歴史学というものも十分考えて、これを三町の方々も今、実践的にやっておられますから、できるだけこれを何とか成功していく方法等を考えてやっていきたいと思っております。

○嶋田委員長 木澤委員。

○木澤委員 町長のほうから、やっぱり行く先々でいろいろなつながりをつくって行って、そこから観光のほうにつなげていくと。それと、町長、重要なことをおっしゃいましたけど、やっぱり情報発信をどうしていくのかということについて、まちあるき観光とか、いろいろな斑鳩町内というんですか、来ていただいてどう楽しんでいただくかということについて、非常に担当課のほうも努力もされていますし、報告はいただくんですけども、その情報発信をどうしていくかという点のそのビジョンはなかなかこちらのほうに伝わってきませんでしたので、そうした点について、やはり今後観光戦略として情報発信をどうしていくのかという点が非常に重要になってくると思いますので、その点についても、いろいろ考えていただいていることはあると思いますので、またそうした点についても、私たちが把握できるような形で、またご報告いただきたいと思いますので、その点についてお願いをしておきたいと思っております。

それともう1点だけ。24年度です、観光駐車場の関係ですけども、観光ボランティアの方から要望があった件なんですけども、その後、観光ボランティアの方から、これに関する何を何か町のほうには言ってこられてないですかね。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 平成23年の3月です、ボランティアの方から駐車場の陳情書、100円の減免の陳情書が出ました。その中で、建設水道常任委員会でも報告させてい

ただきました中で回答をいたしました。

その後、会長、副会長とも何回かお会いしておりますが、その後については何もおっしゃっておりませんということは、一定の理解をしていただいたと思っております。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 ちょっと順番が前後しますが、今、同僚委員が、228ページの斑鳩市のことにも触れておられましたが、ことしの子ども模擬議会でもパゴちゃんの活用というのですかな、パゴちゃんのことを盛んに質問されてたように記憶してはるんですがね。

また、パゴちゃんの後というたらいかんけど、協力したというのは、そういうのを考えてもらったりして、やはり今、ゆるキャラブームというんですかね、そういうこともありますので、それらもまた考えていってもらいたいなということをちょっとお願いを先にしといて。

226ページなんですが、商工業振興費の中で、債務保証による支援体制の整備というところで、これはずっと続けていただいていることでありがたいなと思っておりますが、昨年度から申請数が18、10以上少なくなってますし、そのことでこの不用額調書には過去の実績をもとに推計し、予算計上していたが、これを下回ったためということで、その原因をおっしゃって、書いていただけてますが、これぐらい、半分とまでいかないですけど、少なく下回っているということに対して、町としてはどのような分析というか感想を持っておられるのかなということで、お示し願いたいなと思えます。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 昨年と比べても、昨年が29件、そしてことしが18件ということでございます。その前の年、平成22年ですと38件とか、21年だと47件とかという数字で、どんどん落ち込んでおります。

この分析といたしましては、やはりこの東北大震災によって経済が下になっているということで、このお金を借りてまで確定がなかなかできないということであろうと考えております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 これは債務保証料を支援するということで、その商工業者にとって、その活性化を図ってもらうために融資を受けてもらって、そしてだんだん事業を膨らませていってもらいたいなと、そういう思いからできてきた、こういう事業だと思うんですが、

今、課長、この前の数字もちよっと言うてもらったけど、どんどんどんどん下がっていているんやね。それは今の災害によってというのは、ちょっと私は当たってない。景気がその災害が起きたからそんなことになってくるとか、それは私は当たってないと思うんですが、はっきり言ってこちらのほうも、農業の方もそうですが、商工業者にとっても後を引き受けてもらう人が少ない、なり手が無いという、そういうことがずっと続いているんじゃないかなと思うんですけど、もっとカンフル剂的なこともやはり考えていかなければ、斑鳩の商工会の商工業者も、こういう融資を受けてもう一度やり直すというような気が、なかなかなくてこれないのかなと。その環境づくりをするのがやはり行政であって、その環境づくりの一つがこの債務保証による支援ということだと私は認識してますので。これらについても、現実になんかこうなってるんだからもうしょうがないというような考え方になるのかもしれませんが、私は何かいいアイデアも出してほしいな、商工会とタイアップしていろいろなことも考えてほしいな、そのようにぜひともいろいろな知恵を出し合って、やはり斑鳩の商工業者が元気づくということは町税もふえてくるという、根本的なことでもありますので、そのことをしっかりと認識してもらって、事業展開をしてほしいな、そのように思います。

それと、不用額調書のほうのページで言いますと16ページですね。その今の商工業振興費の2つ下、5番、歴史街道ネットワーク事業費で、不用額として挙げておられるんですが、この内容を読ませていただくと、斑鳩町歴史まちづくり推進協議会において報酬支給対象委員数、これが当初見積りを下回ったということで、下に15人の予定が12人になったということで、この委員というのは、町のほうからいろいろ委嘱されている委員だと思うんですが、15名ということで、委員会というのか、それを設置して、いろんなそういう方を人選されたんだと思いますが、結局、15名は選んだけど辞められたのか、いやもう15名までいろいろ人選いったけど、12人しか実績として来てもらえなかったと、そのどちらなんですかね。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 この委員は斑鳩町歴史まちづくり推進協議会委員でございます。15名の委員さんはおられます。その中で12人という中は、県の職員2人と町の職員1人という中で、委員報酬費が12というカウントをしております。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 その方が報酬支給対象委員じゃないということで3名減ったということだと思うんですが、そしたら、この委員会を立ち上げるときに、その県の職員2人ですか、

報酬を支払うことができない人らを当初から委員として人選する予定だったのか。それだったらこの見積りとしては15というのはおかしい話だから、その点はどうなんですかね。

○嶋田委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 今、委員ご指摘いただいておりますように、当初、予算段階で、メンバーにつきましては各文化財であったり、まちづくり、さまざまな方面から参画をいただくということで、法定協議会でございますので、一応15名ということではしておったんですけれども、メンバーについてまで確定をしておりませんでした。

確かに、おっしゃっていただきますように、行政のメンバーも入っていくという必要性は当然当初から考えられたわけでございますので、そういう意味ではご指摘いただきますように、人数は別にいたしまして、ちょっと配慮をさせていただく必要があったのかなと思います。

○嶋田委員長 小野委員。

○小野委員 細かいことばかりきょうは言うてますけどね、そのことだと思うんです。ただ単にそういう事象が起きたから、これは①番て書いてあるんです。だから、本来ここへ分類するものじゃ私はないと思うんです。事業実績じゃないと思う。予算計上したときのその人数としてはね。それは予算に、今、部長が言うように当初からそういう県職ですか、の方とそれから町の職員、その人は入れる予定はなかったんだと思うんです。

だから、その後で、だから15名だと。初めからそれを入れる予定でしたら12しかしなかったと思う。だから、この不用額調書についても、この1番から5番までナンバリングしてますけどね、このことはやっぱりなぜこうなったかという、そのチェックですね、いろいろ考え方、予算執行していった中で、こういうことで不用額残ったけど、これはやっぱり次に対してどうしていくんかということを見るために、こういう不用額調書の裏面に書いてもろてます。これ、誰かほかの人つくったんと違いますやろ。皆さんでつくっている調書ですしね。だからそれらのこともしっかりと吟味しながら、やっぱりこういう決算の認定に議会へ提出してもらいたいなど、そういうことを今思っていますので、ぜひともそういうこともチェックしながらやってほしいなと思います。お願いしておきます。

以上です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

宮崎委員。

○宮崎委員 ちょっとお聞きしたいんですけどね。商工会に対する支援という、施策の成果 226 ページなんですけど、商工会に対する支援というのがあるんですけど、1, 160 万ですかね。これの大体、内訳というのか、大まかでも結構ですけど、どういうふうに支援されているのか、教えていただけますか。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 1, 160 万円は運営費、商工会に対する補助が 810 万円、それから商工まつり等に係る事業費が 350 万円です、1, 160 万でございます。

○嶋田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 810 万円ということですけど、1 年前ですかね、斑鳩町の周りの平群とか王寺とかいろいろ調べていただいて、大体 600 万か 650 万というような補助金をいただいて商工会をやっていると思うんですけど、斑鳩町はそのときもうちょっと高かったと思うんですけど。今、商工会のほうは体制、いろいろ県のほうとかいろいろ変わったんですけど、まだこれだけの補助金が必要なんですかね。その辺がちょっとまだしっかりわからないんですけど、体制がどうなっているか。ちょっとその辺、わかっていたら教えていただけますか。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 近隣を見ますと、平成 24 年度の補助金額は、生駒市が 961 万 5, 767 円、大和郡山市が 1, 160 万円、平群町が 533 万 6, 000 円、三郷町が 350 万、安堵町が 500 万、上牧町がゼロ、王寺町が 670 万、河合町が 280 万という関係でございます。

以前かて関係でいろいろとあったんですけども、安堵の当時、嶋田町長がおられた時は、斑鳩町さんが 900 万も補助してるよってにうちかてこれ上げてくれということで 500 万に今、上げています。規模的に 3分の1 ですから、うち 2 万八千何ぼでで向こうが 8, 000 人ですから。そういうことを考えますと、やっぱり商工会としての活動というのか、そういうものを考えていく中で、やっぱりいろいろな施策。ただまあ斑鳩町の場合は大型的なものが商工会には入っておりませんし、またいろいろな関係もあるかと思いますが、当初はやっぱりジャスコとかああいう関係であそこに入っていた、商店の方々も入っておられましたし、今、この数が減ってまいってます。

これ、900 万のやつを 10% カットして 810 万円という形でずっと今きてますけど、我々としても商工会をこれからするために、小野議員さんはいろいろとご指摘をいただきますけど、商工会のプレミアム商品券というのか、25 年度から商工会の方々が

やっただいてるんですね。これも一つの活気が出てくるんでないかなと。そういうことまでやっぱりやっていくということは、それはまた商工会青年部の関係等についても、皆さん方が支援をいただけてますから、当然こういう形で支援をしていく何かの形を示していくということが我々にとっては一番大事なんじゃないかなと思っております。

今現状では810万円ということでやってますけども、こういう形で、今、当面は続けていきたいと思っております。

○嶋田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 私が質問させてもらったのは、前の代表監査のときに、支援しているのはもうほとんど職員さんの給料に当たっているということで、3年ほどしたら商工会あかんようになるのと違うかというようなことも言われたので、その辺がちょっと心配だったので、もっと活性化するように頑張っていたきたいと思えますし、今、体制が変わったので、小野さんですかね、局長が向こうへ行かれましたんですけど、今、実際斑鳩町の商工会、給料を払っているのは何人ぐらいおられるんでしょう。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 今は4人おられます。給料というのは、奈良県の商工会連合会からの給料でございます。

○嶋田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 全て、それなら商工会連合会のほうから給料は出ているんですかね。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 一応これ、奈良県商工連合会の職員に帰属するというので、職員になっています。

ただ問題は、結局、奈良県商工会も金が減ってくる。金がなくなってくる。あるいは県の補助が減ってくる。その関係でやっぱりだんだんこの、まあ市町村が厳しいわけですから、そういうことで一応なってくる。その以前に広域化ということを考えてんです。これも合併せいと言わんばかりの関係です。そしたらそのときに斑鳩町は、この組合員の関係等でいったもんやから、かなり負担金が高くなって、事務局はここに置いたもんですから、結局、平群、三郷、安堵の方々がここへ来て、結局そういう関係のこともやってきたけども、結局商工会連合会そのものがやっぱりこれからやっていかなかったら、この町で採用、まあ商工会で採用するというのか、なかなか難しい問題があるうと思えますので、奈良県商工会から一応職員を派遣するとか、職員として派遣する

ということになってますから、給料そのものというのはやっぱり、恐らく斑鳩町から県に対して何ぼか払った分でまた給料を払っていると私は思っております。

○嶋田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 わかりました。それなら、支援のほうをされているということで。

あと、私がちょっとひっかかったのは、さっき町長が言うておられたプレミアム券ですかね、あれの15万円ですか。補助金を出してまた補助金を出すというのに、ちょっと私も疑問を感じたんですけど。1,650万ですかね、の限度までということで。

あと、あのとき14件でしたか加入、13件でしたかね。今何件になるんですか。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 今、9月9日現在ですね、きのう現在で56店舗が入っておられまして、きのう説明会をやって、9店舗、イオンとか、あるいは上新電機とか、何社か、9社来ますから。できるだけ入っていただいて、やっぱり斑鳩町の経済状況をプレミアム券でやっていただいて、1万1,000円ですから。仮に1万円払ったら、1,000円分プレミアムありますから。そういうことも考える中で、これからどういう形で効力があるのか、そういうことも一つの起爆剤と思っております。

○嶋田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 初めの説明だと13件かそこらでしたので、どうなることやと思ってたんですけど、大型店も入っていただけると、今、町長の答弁で安心させていただきました。それやったらね、みんな買おうかなと思うと思いますので。その辺またためてもっとふえるんやったらふえるでいいことやと思いますんで、どうぞよろしくお願いします。

あともう一つなんですけど、観月祭なんですけど、観月祭のところ、これ、観光客の誘致イベントとして開催しているということなんですけど、町外の人がどれぐらい来ているのか、その辺はちょっと数的にはわからないとは思いますが、ふえてんのかふえてへんのかだけでも教えていただけたらなと思ってるんですが。

○嶋田委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 はっきりした数字は出ておりませんが、毎年アンケートをとっております。その中で、昨年でしたら、286人の方からアンケートをいただいた中で、どこから来ておられますかと、何回目来て、何回来られますかというふうな感じのアンケートでございますが、その中では約6割の方が町外で、2回以上来ておられるということが出ております。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。



これをもって第6款商工費についての質疑を終結いたします。

本日はここまでとし、これにて散会いたします。

明日は午前9時から再開し、引き続いて審査することといたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

( 午後 4時29分 散会 )